

**ラッセル・インベストメント・
アジア増配継続株100
A(為替ヘッジあり)／B(為替ヘッジなし)**

追加型投信／海外／株式

投資信託説明書

(請求目論見書)

2023年11月22日

ラッセル・インベストメント株式会社

(本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。)

1. 「ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株100 A(為替ヘッジあり)」および「ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株100 B(為替ヘッジなし)」(以下、総称して「当ファンド」といいます。)の募集については、発行者であるラッセル・インベストメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年11月21日に関東財務局長に提出しており、2023年11月22日にその効力が生じております。
2. この投資信託説明書(請求目論見書)は、金融商品取引法の規定に基づき、投資者の請求により交付される目論見書です。
3. 当ファンドの基準価額は、実質的に投資を行っている有価証券等の値動きのほか為替変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します(投資した資産の減少を含むリスクを投資信託の購入者が負うこととなります。)
4. 投資信託は投資元金が保証されているものではありません。
5. 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
6. 金融商品取引業者(従来の証券会社)以外でご購入いただいた場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

発行者名	ラッセル・インベストメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長兼CEO ジョン・アール・ムーア
本店の所在の場所	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

<目次>

第一部	証券情報	1
第二部	ファンド情報	3
第1	ファンドの状況	3
1	ファンドの性格	3
2	投資方針	8
3	投資リスク	19
4	手数料等及び税金	23
5	運用状況	25
第2	管理及び運営	34
1	申込（販売）手続等	34
2	換金（解約）手続等	35
3	資産管理等の概要	36
4	受益者の権利等	39
第3	ファンドの経理状況	40
1	財務諸表	43
2	ファンドの現況	61
第4	内国投資信託受益証券事務の概要	61
第三部	委託会社等の情報	62
第1	委託会社等の概況	62
1	委託会社等の概況	62
2	事業の内容及び営業の概況	63
3	委託会社等の経理状況	63
4	利害関係人との取引制限	85
5	その他	85
<添付>	信託約款	86

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株100 A (為替ヘッジあり)

ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株100 B (為替ヘッジなし)

(以上を総称して「当ファンド」、個別に「各ファンド」または「ファンド」という場合があります。また、ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株100 A (為替ヘッジあり)を「A (為替ヘッジあり)」または「アジア増配継続 A」、ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株100 B (為替ヘッジなし)を「B (為替ヘッジなし)」または「アジア増配継続 B」ということがあります。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託(契約型)の受益権(以下「受益権」といいます。)です。

当初元本は1口当たり1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるラッセル・インベストメント株式会社(以下「委託会社」といいます。)は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

各ファンド1兆円を上限とします。

(4) 【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額*とします。

※「基準価額」とは、純資産総額(信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および信託約款に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。以下同じ。)を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりの価額で表示されることがあります。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。また、基準価額は、原則として計算日(委託会社の営業日)の翌日付の日本経済新聞朝刊に略称(「アジア増配A」、「アジア増配B」)として掲載されます。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887 (フリーダイヤル)

(受付時間は営業日の午前9時~午後5時)

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

(5) 【申込手数料】

3.3%*(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める申込手数料率を、お申込口数、お申込金額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。

※消費税および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)を含みます。なお、税法が改正された場合等には、消費税等相当額が変更になることがあります。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

また、「A（為替ヘッジあり）」と「B（為替ヘッジなし）」の間のスイッチング※の場合にも、申込手数料はかかりません。

※「A（為替ヘッジあり）」または「B（為替ヘッジなし）」のいずれかのファンドをご換金した場合の手取金をもって、そのご換金の申込受付日に、もう一方のファンドの取得申込みを行うことをいいます。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

なお、販売会社については後述（8）に記載の照会先にお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

一般コース （収益分配金を受取るコース）	1万口以上1口単位または1万円以上1円単位
自動けいぞく投資コース （収益分配金が再投資されるコース）	1万口以上1口単位または1万円以上1円単位

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

なお、原則として、お申込み受付後のコース変更はできません。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2023年11月22日から2024年5月20日まで

申込期間については、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されません。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において取得申込みの取扱いを行います。

販売会社については、下記の照会先までお問い合わせください。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

(9) 【払込期日】

取得申込者は、原則として、取得申込受付日から起算して6営業日目までに申込代金※を販売会社に支払うものとします。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

※「申込代金」とは、発行価格に申込口数を乗じた金額に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した金額をいいます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込者は、取得申込みの販売会社（前述の「（8）申込取扱場所」をご参照下さい。）に申込代金を支払うものとします。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権の振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

①申込証拠金

- 該当事項はありません。
- ②日本以外の地域における発行
該当事項はありません。
- ③振替受益権について
当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとなります。当ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および前述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<ファンドの目的>

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

<信託金の限度額>

委託会社は、受託会社と合意のうえ、「A（為替ヘッジあり）」および「B（為替ヘッジなし）」の合計で5,000億円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

<基本的性格>

当ファンドが該当する一般社団法人投資信託協会による商品分類および属性区分は以下のとおりです。

●商品分類表

（「A（為替ヘッジあり）」および「B（為替ヘッジなし）」共通で、該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

《商品分類の定義》

追加型：

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外：

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式：

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

●属性区分表（該当する属性区分を網掛け表示しています。）

「A（為替ヘッジあり）」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル 日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回 年4回 年6回（隔月）	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)
不動産投信	年12回（毎月）	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券（株式 一般）)	日々	アフリカ 中近東（中東）		
資産複合（ ） 資産配分固定型 資産配分変更型	その他（ ）	エマージング		

「B（為替ヘッジなし）」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル 日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回 年4回 年6回（隔月）	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド	あり ()
不動産投信	年12回（毎月）	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券（株式 一般）)	日々	アフリカ 中近東（中東）		
資産複合（ ） 資産配分固定型 資産配分変更型	その他（ ）	エマージング		

《属性区分の定義》

その他資産（投資信託証券（株式 一般））：

目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載がある

ものをいいます。当ファンドは、投資信託証券（親投資信託）を通じて主として株式（大型株および中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいいます。）に投資します。

年2回：

目論見書または信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

アジア：

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド：

目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジあり（フルヘッジ）：

目論見書または信託約款において、為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

為替ヘッジなし：

目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

（注1）当ファンドは投資信託証券（親投資信託）を通じて、主に株式に投資するため、「商品分類」における投資対象資産（収益の源泉）と「属性区分」における投資対象資産は異なります。

（注2）上記は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づいて記載しています。当ファンドが該当しない（網掛け表示していない）商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

＜ファンドの特色＞

1 日本を除くアジア^{*1}の増配継続企業^{*2}の中から、特に配当成長性の高い企業の株式等^{*3}に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

- 「ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)を通じて運用します。
- マザーファンドにおける株式等の運用指図に関する権限を「ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー」に委託します。
- 実質的な株式の組入比率は高位を維持することを基本とします。

※1 「MSCI ACアジア(除く日本)IMIインデックス」(当インデックスは時価総額や流動性基準において一定の要件を満たした銘柄から構成されています。)の構成国・地域とします。

※2 増配継続企業とは、一定期間にわたって増配を継続している企業をいいます。増配を継続しているか否かは、各企業の配当データを同一の基準で評価するために、毎年5月末時点から過去1年間における1株あたり配当金額を当該企業のその年の配当金とみなして、ラッセル・インベストメント独自の基準に基づき判断します。なお、当該増配継続企業が、今後も増配を継続するとは限りません。

※3 増配継続企業のDR(Depositary Receipt(預託証券))の略で、ある国の発行企業の株式を、当該国外の市場で流通させるために、その株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券のことをいいます。株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。)を含みます。また、増配継続企業(複数の場合を含みます。)の株価に連動する債券に投資する場合があります。

2 為替ヘッジを行う「A(為替ヘッジあり)」と、為替ヘッジを行わない「B(為替ヘッジなし)」から選択できます。

- 「A(為替ヘッジあり)」と「B(為替ヘッジなし)」の間でスイッチングができます。
- 「A(為替ヘッジあり)」では、対米ドルで為替ヘッジを行うことを基本とします^{*4}。なお、為替ヘッジの運用指図に関する権限を「ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー」に委託します。

※4 「A(為替ヘッジあり)」では、アジア各国・地域の通貨の取引にかかる規制や為替ヘッジにかかるコスト、当該各通貨の米ドルとの連動性等を勘案し、実質組入外貨建資産に対して米ドル売り・円買い取引による為替ヘッジを行うことを基本とします。

■ ポートフォリオの構築プロセス



(注1)ポートフォリオの構築プロセスは今後見直される場合があります。
(注2)基本的に、年1回(毎年6~7月頃)、ポートフォリオの組替え(組入銘柄の入替え)を行います。

資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2011年2月18日 信託契約の締結、当ファンドの設定日(運用開始日)

2016年11月23日 当ファンドの名称変更

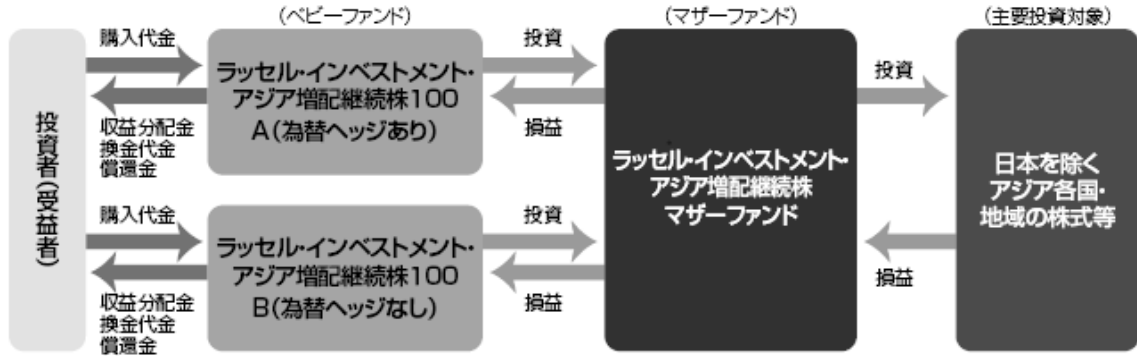
2019年11月21日 当ファンドの信託期間を2021年2月22日までから2026年2月20日までに変更

(3) 【ファンドの仕組み】

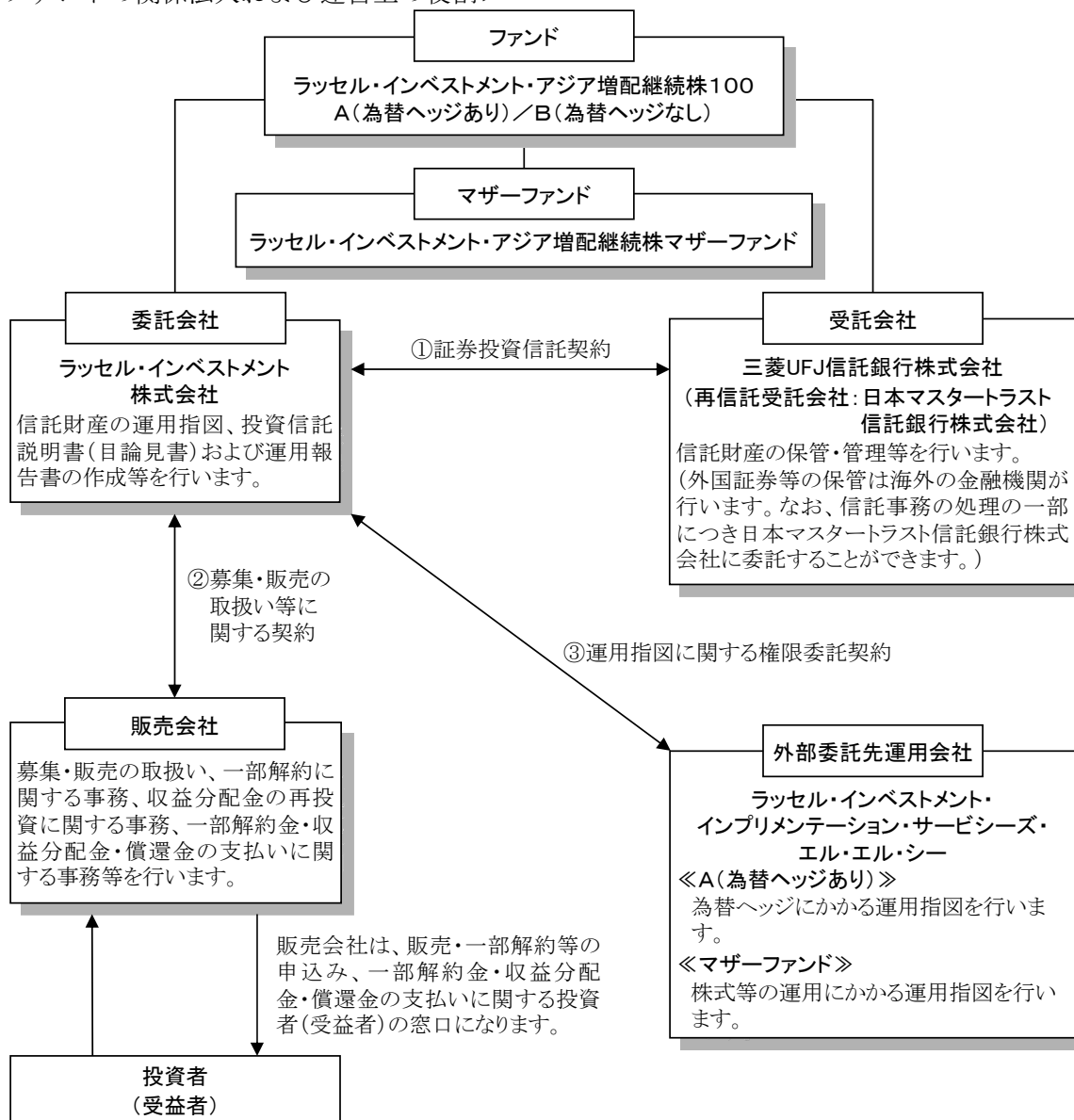
＜ファンドの仕組み＞

当ファンドはファミリーファンド方式で運用します。

ファミリーファンド方式とは、投資者(受益者)から投資された資金をまとめてベビーファンド(「A(為替ヘッジあり)」および「B(為替ヘッジなし)」)とし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



<ファンドの関係法人および運営上の役割>



<契約の概要>

①証券投資信託契約

委託会社と受託会社の間で締結され、証券投資信託の運営に関する事項（運用の基本方針、投資対象、投資制限、委託会社、受託会社および受益者の権利義務関係等）を定めた契約です。

②募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社の間で締結され、募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等にかかる包括的な規則を定めた契約です。

③運用指図に関する権限委託契約

委託会社と外部委託先運用会社の間で締結され、「A（為替ヘッジあり）」およびマザーファンドの運用指図権限の委託に関する業務の内容を定めた契約です。

<委託会社の概況>

①資本金の額 490百万円（2023年8月末現在）

②沿革

1999年3月9日 フランク・ラッセル投信株式会社設立

1999年3月25日 「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」に基づく証券投資信託委託業の認可取得

1999年11月15日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問

業者の登録

2000年1月27日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可取得
2002年7月18日	「フランク・ラッセル株式会社」に商号変更
2006年2月16日	「ラッセル・インベストメント証券投信投資顧問株式会社」に商号変更
2006年3月1日	ラッセル・インベストメント証券株式会社と合併
2007年12月21日	「ラッセル・インベストメント株式会社」に商号変更

③大株主の状況

(2023年8月末現在)

株主名	住所	所有株式数	持株比率
Russell Investments Japan Holdco合同会社	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号	34,090株	100%

(参考)

ラッセル・インベストメント株式会社の概要

ラッセル・インベストメント株式会社は、ラッセル・インベストメントグループの日本拠点です。グローバルな事業展開により培ったノウハウをファンド運用に活かして、長期的に安定した収益を生み出すファンドを投資者の皆様を提供することを目指しており、これまで世界各国で提供してきた“マルチ・マネージャー・ファンド”を日本で初めて設定・運用管理し、提供しております。

ラッセル・インベストメントグループの概要

ラッセル・インベストメントグループは、年金、金融機関および個人など様々な投資者の皆様を対象に、グローバルに総合的な資産運用ソリューションを提供しています。グローバルに行う運用会社調査をもとに、資産運用、オルタナティブ投資、確定拠出年金サービス、資産運用コンサルティング、売買執行管理など幅広く業務を行っており、当グループの運用資産総額（オーバーレイ運用を含みます。）は2023年6月末現在で約43兆円となっています。当グループの創立は1936年、米国ワシントン州シアトルを本拠地とします。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①基本方針（各ファンド共通）

信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

②運用方法

(a)投資対象（各ファンド共通）

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(b)投資態度（3.以外において各ファンド共通）

- マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に日本を除くアジア各国・地域の株式等（DR（預託証券）を含みます。）の中から、継続して増配している銘柄に投資することを基本とします。なお、継続して増配している銘柄（複数の銘柄の場合を含みます。）の株価に連動する債券に投資する場合があります。
- マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- 「A（為替ヘッジあり）」
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。なお、為替ヘッジにあたっては、運用の指図に関する権限をラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーに委託します。
「B（為替ヘッジなし）」
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクまたは為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行うことができます。
- 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったとき、ならびに市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類（各ファンド共通）

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(a)次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものを行い、信託約款第22条ないし第24条に定めるものに限りません。）
3. 金銭債権
4. 約束手形

(b)次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

②有価証券の指図範囲（各ファンド共通）

委託会社（「A（為替ヘッジあり）」においては、運用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みます。以下、③、④において同じ）は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券のほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。）
17. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書ならびに12. および17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに14. の証券のうち投資法人債券ならびに12. および17. の証券または証書のうち2. から6. ま

での証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. および14. の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲（各ファンド共通）

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④（各ファンド共通）

上記②にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

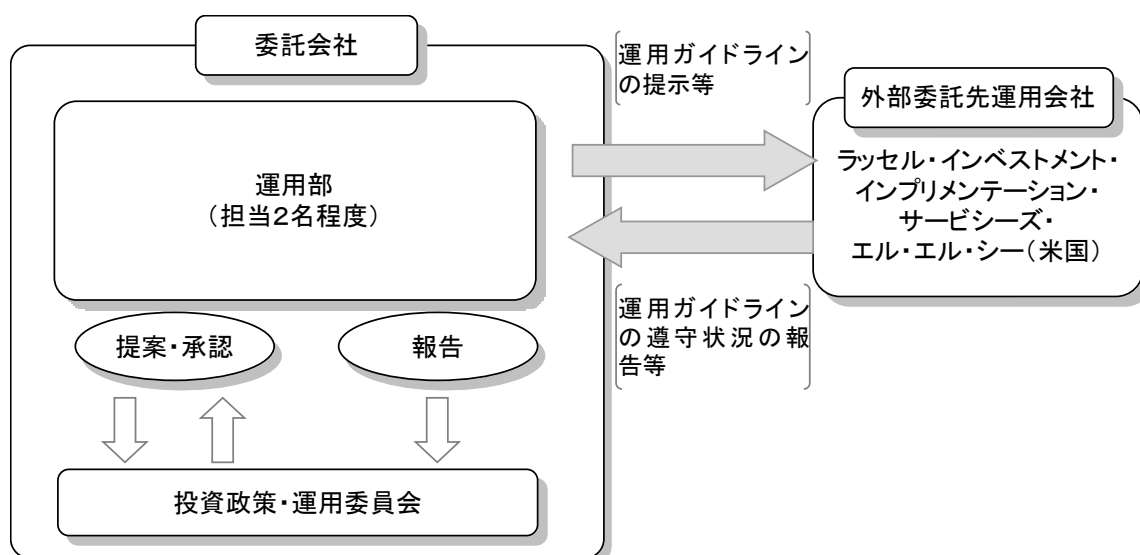
(3) 【運用体制】

委託会社では以下の運用体制を構築しています。

- ・マザーファンドの運用にあたっては、株式等の運用の指図に関する権限をラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー（以下「R I I S」ということがあります。）に委託します。また、「A（為替ヘッジあり）」につきまして、為替ヘッジの指図に関する権限をR I I Sに委託します。
- ・運用部では、当ファンドの運用の詳細を定めた運用ガイドラインの策定・変更等に関して、投資政策・運用委員会に提案しその承認を得ます。また、資産評価・運用状況等をモニタリングすることに加え、定期的にR I I Sの運用部門と情報交換を行うことで、必要な対応を図ることができるようにしています。併せて、投資政策・運用委員会に定期的に報告を行います。

（投資政策・運用委員会）

- ・投資政策・運用委員会は代表取締役社長兼CEO、運用部長およびジェネラル・カウンセルを含む議決権を有する委員と、議決権を有しない準委員で構成されています。



また、委託会社では、以下のように当ファンド（マザーファンドを含みます。）の関係法人（販売会社を除く）に対する管理を行います。

- ・外部委託先運用会社（ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー）

外部委託先運用会社に対し、運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。

外部委託先運用会社は、運用ガイドラインに違反した場合には直ちに委託会社に報告する義

務があります。また、定期的に外部委託先運用会社から違反がなかった旨の確認をとっており、その結果が投資政策・運用委員会に報告されます。

・受託会社

オペレーション部（担当6名程度）が、内部統制等についての外部監査報告書を毎年受領し、受託会社の内部統制の状況を確認するほか、信託財産管理に係わるサービスの正確性・迅速性・システム対応力を随時検証し、必要と判断した場合には受託会社に個別説明等を求めることとしています。

※上記の体制等は2023年8月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(4) 【分配方針】

（各ファンド共通）

毎決算時（原則として毎年2月20日および8月20日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。
3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

なお、「一般コース」を選択した場合には、収益分配金は、税金を差し引いた後、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

また、「自動けいぞく投資コース」を選択した場合には、収益分配金は、税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

①信託約款による投資制限（各ファンド共通）

(a) 株式への実質投資割合※には制限を設けません。

※「実質投資割合」とは、各ファンドの信託財産の純資産総額に対する、各ファンドの信託財産に属する資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうち各ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合をいいます。以下同じ。

(b) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

(c) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券（金融商品取引所※に上場等され、かつ当該金融商品取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下同じ。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

(d) 委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えることとなる投資の指図をしません。当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うものとします。

(e) 委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(f) 投資する株式等の範囲

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取

引所に準ずる市場で取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

2. 上記1. にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

(g) 信用取引の指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記1. の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることになった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
4. 上記2. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付にかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(h) 先物取引等の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
4. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号（ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。）に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。

(i) スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(j) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動

リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。

2. 金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(k) 有価証券の貸付の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 上記1. に定める限度額を超えることになった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(l) 有価証券の空売りの指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属さない有価証券または信託約款の規定により借入れた有価証券を売付ることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記1. の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(m) 有価証券の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 上記1. の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 上記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(n) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(o) 外国為替予約取引の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
2. 上記1. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

3. 上記2. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(p) 資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

②法令上の投資制限（各ファンド共通）

各ファンドに適用される投信法等関連法令上の投資制限は以下のとおりです。

(a) デリバティブ取引にかかる制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

(b) 同一法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条、同法施行規則第20条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

(c) 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しません。

(参考情報) ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株マザーファンドの概要

(1) マザーファンドの投資方針

①基本方針

信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

②運用方法

(a) 投資対象

日本を除くアジア各国・地域の株式等を主要投資対象とします。

(b) 投資態度

1. 主に日本を除くアジア各国・地域の株式等（DR（預託証券）を含みます。）の中から、継続して増配している銘柄に投資することを基本とします。なお、継続して増配している銘柄（複数の銘柄の場合を含みます。）の株価に連動する債券に投資する場合があります。
2. 株式等の運用にあたっては、運用の指図に関する権限をラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーに委託します。
3. 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。
4. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
5. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクまたは為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行うことができます。
6. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったとき、ならびに市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

(2) マザーファンドの投資対象

① 投資の対象とする資産の種類

マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(a) 次に掲げる特定資産

1. 有価証券
2. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第20条ないし第22条に定めるものに限りません。）
3. 金銭債権
4. 約束手形

(b) 次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社（運用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みます。以下、③、④において同じ。）は、信託金を、主として次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書ならびに12. および17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに14. の証券のうち投資法人債券ならびに12. および17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. および14. の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ④上記②にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) マザーファンドの投資制限

①信託約款による投資制限

- (a) 株式への投資割合には制限を設けません。
- (b) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- (c) 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (d) 委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えることとなる投資の指図をしません。当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うものとします。
- (e) 委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (f) 投資する株式等の範囲

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場で取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

2. 上記1. にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

(g) 信用取引の指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記1. の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることになった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(h) 先物取引等の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
4. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号（ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。）に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。

(i) スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(j) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 4. 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (k) 有価証券の貸付の指図および範囲
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 2. 上記1. に定める限度額を超えることになった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- (l) 有価証券の空売りの指図範囲
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属さない有価証券または信託約款の規定により借入れた有価証券を売付ることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 2. 上記1. の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- (m) 有価証券の借入れ
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 2. 上記1. の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
 4. 上記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- (n) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- (o) 外国為替予約取引の指図および範囲
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
 2. 上記1. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 3. 上記2. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ② マザーファンドにおける法令上の投資制限
- マザーファンドに適用される法令上の投資制限は、前述の「2 投資方針 (5) 投資制限 ② 法令上の投資制限」において、各ファンドについて掲げたものと同じです。

3 【投資リスク】

(1) リスク要因

取得申込みに際しては、当ファンドのリスクおよび留意点を十分ご理解のうえご検討いただきますよう、お願いいたします。

当ファンドの基準価額は、実質的に投資を行っている有価証券等の値動きや為替変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドにおいて、投資者のみなさまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、金融商品取引業者（従来の証券会社）以外でご購入いただいた場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

当ファンドの主なリスクとしては、以下のようなものがあげられます。

①基準価額の変動リスク

(a) 株価変動リスク

株価は政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受けます。一般に、株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、新興国における当該影響は、先進国以上に大きくなる可能性があります。

(b) 株式の発行会社の信用リスク

株式の発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、新興国における当該影響は、先進国以上に大きくなる可能性があります。

(c) 為替変動リスク

「A（為替ヘッジあり）」

実質組入外貨建資産に対して、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。為替ヘッジを行う際、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合には、当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストが発生します。また、「A（為替ヘッジあり）」では、実質組入外貨建資産に対して米ドル売り・円買い取引による為替ヘッジを行うことにより、円と米ドルとの間の為替変動リスクの低減を図ることを基本としますので、米ドルと米ドル以外の投資通貨（アジア各国・地域の通貨）との間の為替変動の影響を受け、円とアジア各国・地域の通貨との間で十分な為替ヘッジ効果が得られないことがあります。なお、アジア各国・地域の通貨で為替ヘッジを行うこともあります。

「B（為替ヘッジなし）」

実質組入外貨建資産に対して、原則として為替ヘッジを行いませんので、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、「B（為替ヘッジなし）」の基準価額が下落する要因となります。また、新興国における当該影響は、先進国以上に大きくなる可能性があります。

(d) カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治、経済、社会情勢の変化等により金融市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合等には、当ファンドの基準価額が下落する要因になり、また投資方針に沿った運用ができない可能性があります。特に新興国における当該影響は、先進国以上に大きくなる可能性があります。

また、新興国では、税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることがあります。加えて、有価証券の売却時における課税のタイミングの違いによる影響等が生じることがあります。

(e) 流動性リスク

当ファンドで短期間に相当金額の換金申込みがあった場合、組入有価証券を売却することで換金代金の手当てを行います。市場における流動性が低いときには、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、新興国における当該影響は、先進国以上に大きくなる可能性があります。

(f) 市場動向と乖離するリスク

設定時、償還時、大量設定・解約時、市況の大きな変動時などにおいて、当ファンドの基準価額の変動が、市場の変動と大きく乖離する可能性があります。

※上記は当ファンドの基準価額に影響を及ぼす主なリスクであり、リスクは上記に限定されるものではありません。

②その他の留意点

- (a) 当ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- (b) 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や投資対象国・地域の取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で売却できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- (c) 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- (d) 株価に連動する債券に投資する場合、当該株式にかかる株価変動リスクや為替変動リスク等の他、当該債券の発行体自体の信用リスクが生じます。一般に、当該債券の発行体が経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）場合、もしくは債務不履行に陥ると予想される場合、債券の価格が下落し、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。
- (e) 市況動向、資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。
- (f) 金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、取得申込み、換金申込みの各受付を中止することおよび既に受付けた取得申込み、換金申込みの各受付を取消することができます。
- (g) 法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

(h) 分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息と異なり、当ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額が下落します。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の当ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) 投資リスクに対する管理体制

投資リスクに対する管理体制は以下のとおりです。

- ・ 委託会社では、外部委託先運用会社の運用ガイドライン遵守状況をモニタリングしています。
- ・ 運用部では、運用リスク分析・管理、パフォーマンス評価等を行っています。
- ・ 法務・コンプライアンス部では、法令・信託約款等の遵守状況（流動性リスク管理を含む）を中心にモニタリングしています。
- ・ モニタリング等の結果は、投資政策・運用委員会および／またはリスク管理・コンプライアンス委員会に報告され、検証が行われます。

※上記の体制等は2023年8月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

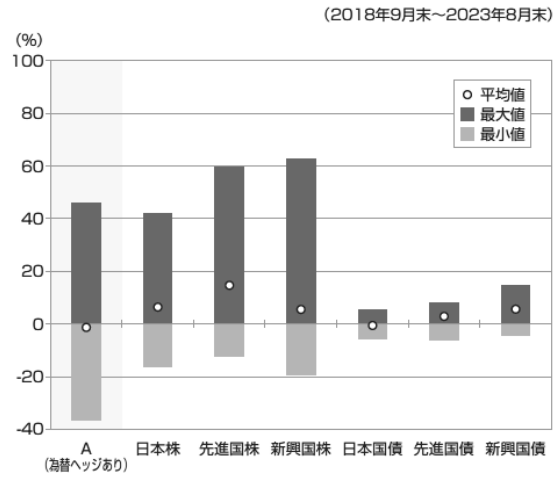
参考情報

《A(為替ヘッジあり)》

年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



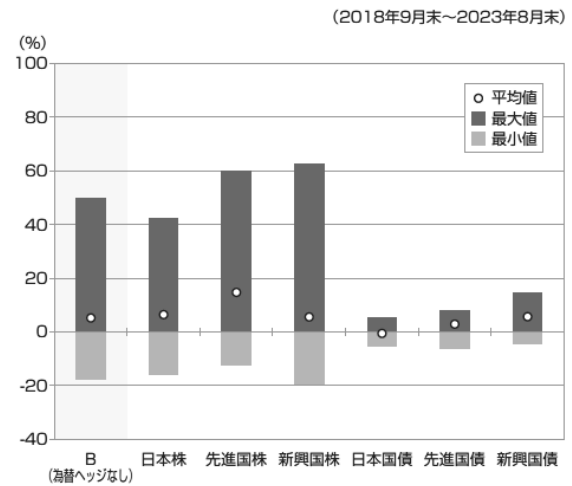
(単位:%)	A (為替ヘッジあり)	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	-1.2	6.5	14.8	5.6	-0.5	2.9	5.7
最大値	46.1	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	14.7
最小値	-36.6	-16.0	-12.4	-19.4	-5.5	-6.1	-4.2

《B(為替ヘッジなし)》

年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(単位:%)	B (為替ヘッジなし)	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	5.2	6.5	14.8	5.6	-0.5	2.9	5.7
最大値	49.6	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	14.7
最小値	-17.4	-16.0	-12.4	-19.4	-5.5	-6.1	-4.2

※各ファンドの分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、実際の基準価額とは異なります。

※各ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づいて計算しています。

※前頁左グラフにおける年間騰落率は、各ファンドの5年間の各月末における直近1年間の騰落率で、その推移を棒グラフで表示しています。

※前頁右グラフは、各ファンドおよび代表的な資産クラスの5年間の各月末における直近1年間の騰落率を元に、その平均値・最大値・最小値を表示したものです。なお、前頁右グラフは各ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、すべての資産クラスが各ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの年間騰落率の計算に際しては、以下の指数を使用しています。なお、各指数については、追加的記載事項<投資候補ユニバースおよび「ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について>をご参照ください。

日本株 …… TOPIX(配当込み)

先進国株 …… MSCI KOKUSAI (配当込み)

新興国株 …… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)

日本国債 …… NOMURA-BPI 国債

先進国債 …… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債 …… FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

<投資候補ユニバースおよび「ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について>

◆MSCI ACアジア(除く日本)IMIインデックス

MSCI ACアジア(除く日本)IMIインデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除くアジア各国・地域の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。当該インデックスに関する著作権およびその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

◆TOPIX(配当込み)

TOPIX(配当込み)は日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。TOPIXの指数値および商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、すべての権利はJPXが所有しています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものではありません。また、JPXはその確実性および完結性に責任を負うものではありません。

◆MSCI KOKUSAI(配当込み)

MSCI KOKUSAI(配当込み)は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。当該インデックスに関する著作権およびその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

◆MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。当該インデックスに関する著作権およびその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

◆NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(以下「NFRIC」といいます。)が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。NOMURA-BPIは、NFRICが作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利はNFRICに帰属しています。また、NFRICは、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

◆FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。当該インデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

◆FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、主要新興国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。当該インデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

3.3%^{※1}（税抜 3.0%）を上限として販売会社が定める申込手数料率を、お申込口数、お申込金額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料^{※2}となります。

※1 消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、税法が改正された場合等には、消費税等相当額が変更になることがあります。

※2 申込手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。また、「A（為替ヘッジあり）」と「B（為替ヘッジなし）」の間のスイッチング[※]の場合にも、申込手数料はかかりません。

※「A（為替ヘッジあり）」または「B（為替ヘッジなし）」のいずれかのファンドをご換金した場合の手取金をもって、そのご換金の申込受付日に、もう一方のファンドの取得申込みを行うことをいいます。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

ただし、換金（解約）時に、換金申込受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額[※]が控除されます。

※「信託財産留保額」とは、ファンドの保有を続ける受益者との公平性や運用の安定化を図るため、換金する受益者が負担する一定の金額をいい、当該金額はファンドに繰り入れられます。

(3) 【信託報酬等】

①信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.705%[※]（税抜1.55%）を乗じて得た金額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。また、信託報酬にかかる消費税等相当額[※]が、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁されます。

<信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率>

※税法が改正された場合等には、消費税等相当額が変更になることがあります。

②信託報酬にかかる各支払先への配分は、次のとおりです。

支払先	配 分	役務の内容
委託会社	年率0.825% (税抜 0.75%)	ファンドの運用等の対価
販売会社	年率0.825% (税抜 0.75%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	年率0.055% (税抜 0.05%)	ファンドの資産管理等の対価

③委託会社および販売会社の報酬は信託財産中から委託会社に対して支弁され、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は信託財産中から受託会社に対して支弁されます。

④委託会社の報酬には、「A（為替ヘッジあり）」およびマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けたラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーに対する報酬が含まれています。その報酬額は委託会社と当該外部委託先運用会社との間で別途定められ、信託財産から直接の支弁は行いません。

(4) 【その他の手数料等】

①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。

②以下の諸費用（以下「諸費用」といいます。）および当該諸費用にかかる消費税等相当額は、

受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。

1. 振替受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等法定書類の作成、印刷および提出にかかる費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付にかかる費用
4. 信託約款の作成、印刷および交付にかかる費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付にかかる費用
6. 当ファンドの受益者に対して行う公告にかかる費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付にかかる費用
7. 当ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、信託財産の純資産総額に年率0.11%^{*}(税抜 0.10%)を乗じて得た金額を上限として、上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用の額を固定率または固定金額にて信託財産中からその支弁を受けます。諸費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。

委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、かかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

^{*}税法が改正された場合等には、消費税等相当額が変更になることがあります。

③信託財産に属する有価証券の売買時の売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物・オプション取引等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。

④当ファンドにおいて、一部解約に伴う支払い資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支弁されます。

^{*}その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

^{*}各ファンドの費用(手数料等)の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税の取扱いについて

◇収益分配時

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、原則として、以下の税率で源泉徴収が行われます。

なお、確定申告により、総合課税(配当控除の適用はありません。)または申告分離課税を選択することができます。

◇換金時および償還時

換金時および償還時の差益(換金価額および償還価額から申込手数料(税込)を含む取得費を控除したもの)については、原則として、以下の税率で申告分離課税が適用されます。ただし、源泉徴収口座を選択した場合は以下の税率で源泉徴収が行われます。

税率
20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)

◇損益通算について

換金時および償還時の差損(譲渡損失)については、確定申告により、上場株式等の譲渡所得、上場株式等の配当所得および特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得(申告分離課税を選択したものに限り)と損益通算が可能です。また、換金時および償還時の差益(譲渡益)、普通分配金および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限り)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

^{*}詳細は販売会社にお問い合わせください。

^{*}公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」(以下「NISA」といいます。)の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。

NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となりますが、2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳細は販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税の取扱いについて

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税対象となる普通分配金、ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。益金不算入制度の適用はありません。

税率
15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）

※詳細は販売会社にお問い合わせください。

<収益分配金について>

収益分配金には、課税扱いとなる普通分配金と、非課税扱いとなる元本払戻金（特別分配金）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時に個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<個別元本について>

- ①受益者毎の取得時の価額（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）となります。
- ②受益者が当ファンドを複数回取得した場合、個別元本は当該受益者が取得するつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③同一の販売会社の複数支店等で当ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、複数のコースを保有する場合はコース毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- ④受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時の個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額がその後の当該受益者の個別元本となります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2023年8月末現在の情報です。税法が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

※税制の詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

以下は2023年8月末現在の運用状況です。

(1) 【投資状況】

■ A（為替ヘッジあり）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	307,710,479	100.22
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	△679,983	△0.22
合計（純資産総額）		307,030,496	100.00

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

■ B（為替ヘッジなし）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	1,172,975,804	100.05
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	△586,791	△0.05
合計（純資産総額）		1,172,389,013	100.00

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	ケイマン諸島	132,551,064	8.95
	バミューダ	31,163,059	2.10
	香港	29,378,308	1.98
	シンガポール	9,860,358	0.67
	マレーシア	8,132,055	0.55
	タイ	25,429,193	1.72
	フィリピン	16,775,140	1.13
	インドネシア	73,501,933	4.96
	韓国	239,827,067	16.20
	台湾	156,847,596	10.59
	中国	425,448,228	28.73
	インド	312,376,314	21.10
	小計	1,461,290,315	98.69
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	19,408,156	1.31
合計(純資産総額)		1,480,698,471	100.00

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 国/地域は、投資有価証券の発行国/地域に基づいて表示しています。なお、マザーファンドでは、「MSCI ACアジア (除く日本) IMIインデックス」の構成国/地域を投資対象ユニバースとすることから、「第1 ファンドの状況 5 運用状況 (参考情報)」では、投資有価証券の国/地域を「MSCI ACアジア (除く日本) IMIインデックス」の国/地域分類に基づいて表示しています。そのため、上記表との間で国/地域の表示が異なる場合があります。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

■ A (為替ヘッジあり)

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	ラッセル・インベストメント・ アジア増配継続株マザーファンド	107,832,380	2.7714	298,846,658	2.8536	307,710,479	100.22

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

■ B (為替ヘッジなし)

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	ラッセル・インベストメント・ アジア増配継続株マザーファンド	411,051,235	2.7714	1,139,187,393	2.8536	1,172,975,804	100.05

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

投資有価証券種類別投資比率

■ A (為替ヘッジあり)

種類	国内/外国	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	国内	100.22
合計		100.22

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

■ B (為替ヘッジなし)

種類	国内/外国	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	国内	100.05
合計		100.05

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	韓国	株式	NAVER CORP	メディア・娯楽	3,376	23,545.00	79,487,920	24,099.00	81,358,224	5.49
2	インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LTD	エネルギー	17,777	4,551.10	80,904,976	4,304.12	76,514,501	5.17
3	インド	株式	HINDUSTAN UNILEVER LTD	家庭用品・パーソナル用品	16,100	4,547.45	73,214,025	4,506.87	72,560,623	4.90
4	インド	株式	SUN PHARMACEUTICAL INDUSTRIES	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	34,913	2,020.12	70,528,520	1,984.52	69,285,617	4.68
5	インド ネシア	株式	TELKOM INDONESIA PERSERO TBK	電気通信サービス	1,808,100	36.09	65,265,178	36.57	66,133,066	4.47
6	中国	株式	CHINA MERCHANTS BANK-H	銀行	111,248	576.59	64,145,429	584.98	65,078,077	4.40
7	中国	株式	IND & COMM BK OF CHINA-H	銀行	977,000	63.52	62,067,149	66.50	64,979,391	4.39
8	中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	818,000	76.01	62,176,508	78.05	63,852,835	4.31
9	韓国	株式	ECOPRO BM CO LTD	資本財	1,772	34,569.59	61,257,331	35,954.59	63,711,551	4.30
10	中国	株式	AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	銀行	1,047,000	47.50	49,739,306	49.55	51,884,923	3.50
11	中国	株式	CHINA SHENHUA ENERGY CO-H	エネルギー	121,000	407.06	49,254,925	422.90	51,171,021	3.46
12	ケイマン 諸島	株式	CHAILEASE HOLDING CO LTD	金融サービス	55,863	825.28	46,102,728	811.52	45,334,349	3.06
13	台湾	株式	UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	50,000	800.06	40,003,253	843.62	42,181,080	2.85
14	ケイマン 諸島	株式	ALCHIP TECHNOLOGIES LTD	半導体・半導体製造装置	3,000	9,032.25	27,096,759	11,714.41	35,143,258	2.37
15	韓国	株式	LG CORP	資本財	3,424	8,830.75	30,236,522	9,152.08	31,336,722	2.12
16	台湾	株式	REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	半導体・半導体製造装置	16,000	1,914.19	30,627,132	1,950.87	31,213,999	2.11
17	中国	株式	TSINGTAO BREWERY CO LTD-H	食品・飲料・タバコ	22,000	1,233.30	27,132,732	1,245.41	27,399,141	1.85
18	中国	株式	BANK OF COMMUNICATIONS CO-H	銀行	309,000	80.66	24,926,381	83.08	25,674,748	1.73
19	インド	株式	SRF LTD	素材	5,391	4,054.48	21,857,723	4,217.44	22,736,235	1.54
20	中国	株式	CHINA TOWER CORP LTD-H	電気通信サービス	1,556,000	14.71	22,900,742	14.34	22,320,976	1.51
21	タイ	株式	GULF ENERGY DEVELOPMENT- NVDR	公益事業	106,700	200.64	21,408,288	203.77	21,742,792	1.47
22	中国	株式	SINOPHARM GROUP CO-H	ヘルスケア機器・サービス	46,636	394.95	18,419,168	419.17	19,548,645	1.32
23	中国	株式	YANKUANG ENERGY GROUP CO-H	エネルギー	79,000	203.81	16,101,164	218.71	17,278,580	1.17
24	バミュー ーダ	株式	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS L	公益事業	21,842	711.66	15,544,209	738.67	16,134,238	1.09
25	インド	株式	TATA ELXSI LTD	ソフトウェア・サービス	1,184	12,474.50	14,769,816	13,175.64	15,599,968	1.05
26	台湾	株式	VOLTRONIC POWER TECHNOLOGY	資本財	2,000	7,083.67	14,167,341	6,785.65	13,571,304	0.92
27	インド	株式	AUROBINDO PHARMA LTD	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	9,108	1,526.88	13,906,860	1,486.21	13,536,410	0.91
28	台湾	株式	ASPEED TECHNOLOGY INC	半導体・半導体製造装置	1,100	10,659.89	11,725,882	12,058.28	13,264,116	0.90
29	ケイマン 諸島	株式	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	運輸	47,000	274.97	12,924,003	270.88	12,731,369	0.86
30	香港	株式	SWIRE PROPERTIES LTD	不動産管理・開発	40,400	324.53	13,111,198	314.84	12,719,819	0.86

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

(注2) 国/地域は、投資有価証券の発行国/地域に基づいて表示しています。なお、マザーファンドでは、「MSCI ACアジア (除く日本) IMIインデックス」の構成国/地域を投資対象ユニバースとすることから、「第1ファンドの状況 5 運用状況 (参考情報)」では、投資有価証券の国/地域を「MSCI ACアジア (除く日本) IMIインデックス」の国/地域分類に基づいて表示しています。そのため、上記表との間で国/地域の表示が異なる場合があります。

(注3) 業種は、MSCIが採用する世界産業分類基準* (以下「GICS」) の25産業グループで区分しています。なお、「第1ファンドの状況 5 運用状況 (参考情報)」ではMSCIが採用するGICSの11セクターで区分しています。そのため、上記表との間で業種の表示が異なる場合があります。

*世界産業分類基準 (GICS) はMSCIとS&Pが開発したものであり、MSCIとS&Pの独占的な財産です。「世界産業分類基準 (GICS)」はMSCIとS&Pのサービス・マークです。

投資有価証券種類別および業種別投資比率

種類	国内/ 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	不動産管理・開発	1.74
		エネルギー	10.12
		素材	2.04
		資本財	10.09
		商業・専門サービス	0.28
		運輸	1.65
		自動車・自動車部品	0.83
		耐久消費財・アパレル	1.00
		メディア・娯楽	6.54
		一般消費財・サービス流通・小売り	0.82
		食品・飲料・タバコ	2.12
		家庭用品・パーソナル用品	4.90
		ヘルスケア機器・サービス	1.61
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.05
		銀行	18.72
		金融サービス	3.74
		ソフトウェア・サービス	1.91
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.31
		電気通信サービス	7.85
		公益事業	5.00
半導体・半導体製造装置	6.37		
合計			98.69

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の時価比率をいいます。

(注2) 業種は、MSCIが採用するGICSの25産業グループで区分しています。なお、「第1 ファンドの状況 5 運用状況 (参考情報)」ではMSCIが採用するGICSの11セクターで区分しています。そのため、上記表との間で業種の表示が異なる場合があります。

② 投資不動産物件
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2023年8月末日および同日1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

■ A (為替ヘッジあり)

期	年月日	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
6期	(2014年 2月20日)	2,021,108,970	2,021,108,970	0.9599	0.9599
7期	(2014年 8月20日)	1,843,081,024	2,004,522,432	1.0275	1.1175
8期	(2015年 2月20日)	1,635,505,251	1,651,699,486	1.0099	1.0199
9期	(2015年 8月20日)	1,302,900,910	1,302,900,910	0.9071	0.9071
10期	(2016年 2月22日)	1,064,045,116	1,064,045,116	0.8244	0.8244
11期	(2016年 8月22日)	1,128,935,744	1,128,935,744	0.9388	0.9388
12期	(2017年 2月20日)	927,928,197	927,928,197	0.8860	0.8860
13期	(2017年 8月21日)	938,396,385	952,422,722	1.0035	1.0185
14期	(2018年 2月20日)	848,012,241	918,499,790	1.0226	1.1076
15期	(2018年 8月20日)	771,191,430	771,191,430	0.9746	0.9746
16期	(2019年 2月20日)	728,468,778	728,468,778	0.9665	0.9665
17期	(2019年 8月20日)	696,457,211	696,457,211	0.9531	0.9531
18期	(2020年 2月20日)	684,855,673	708,717,188	1.0045	1.0395
19期	(2020年 8月20日)	640,049,193	640,049,193	0.9612	0.9612
20期	(2021年 2月22日)	617,654,318	701,958,985	1.0257	1.1657
21期	(2021年 8月20日)	619,109,611	625,284,713	1.0026	1.0126
22期	(2022年 2月21日)	595,107,571	595,107,571	0.9996	0.9996

期	年月日	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
23期	(2022年 8月22日)	479,161,865	479,161,865	0.8193	0.8193
24期	(2023年 2月20日)	441,901,871	441,901,871	0.7800	0.7800
25期	(2023年 8月21日)	301,946,012	301,946,012	0.6985	0.6985
	2022年 8月末日	465,733,095	—	0.7963	—
	9月末日	404,888,105	—	0.6966	—
	10月末日	374,913,944	—	0.6439	—
	11月末日	429,135,128	—	0.7457	—
	12月末日	426,322,848	—	0.7519	—
	2023年 1月末日	460,244,125	—	0.8117	—
	2月末日	429,358,746	—	0.7591	—
	3月末日	335,989,063	—	0.7606	—
	4月末日	328,632,999	—	0.7439	—
	5月末日	316,043,651	—	0.7271	—
	6月末日	313,332,964	—	0.7242	—
	7月末日	328,792,401	—	0.7599	—
	8月末日	307,030,496	—	0.7138	—

■ B (為替ヘッジなし)

期	年月日	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
6期	(2014年 2月20日)	4,938,311,548	5,132,345,426	1.0180	1.0580
7期	(2014年 8月20日)	3,957,966,822	4,526,411,265	1.0444	1.1944
8期	(2015年 2月20日)	4,653,798,403	5,371,590,037	1.0374	1.1974
9期	(2015年 8月20日)	5,211,626,719	5,211,626,719	0.9720	0.9720
10期	(2016年 2月22日)	3,351,709,392	3,351,709,392	0.8050	0.8050
11期	(2016年 8月22日)	2,882,388,887	2,882,388,887	0.8272	0.8272
12期	(2017年 2月20日)	2,669,344,806	2,669,344,806	0.8888	0.8888
13期	(2017年 8月21日)	2,725,843,304	2,725,843,304	1.0007	1.0007
14期	(2018年 2月20日)	2,334,925,446	2,495,426,501	1.0183	1.0883
15期	(2018年 8月20日)	2,196,310,905	2,196,310,905	1.0165	1.0165
16期	(2019年 2月20日)	2,027,506,670	2,078,050,822	1.0028	1.0278
17期	(2019年 8月20日)	1,863,637,154	1,863,637,154	0.9658	0.9658
18期	(2020年 2月20日)	1,755,252,177	1,928,675,449	1.0121	1.1121
19期	(2020年 8月20日)	1,640,157,544	1,640,157,544	0.9249	0.9249
20期	(2021年 2月22日)	1,554,383,868	1,706,804,865	1.0198	1.1198
21期	(2021年 8月20日)	1,551,644,755	1,613,043,560	1.0109	1.0509
22期	(2022年 2月21日)	1,352,118,453	1,419,321,038	1.0060	1.0560
23期	(2022年 8月22日)	1,309,767,604	1,309,767,604	0.9975	0.9975
24期	(2023年 2月20日)	1,204,911,607	1,204,911,607	0.9648	0.9648
25期	(2023年 8月21日)	1,141,788,517	1,141,788,517	0.9614	0.9614
	2022年 8月末日	1,286,621,134	—	0.9802	—
	9月末日	1,174,805,306	—	0.9024	—
	10月末日	1,110,746,731	—	0.8584	—
	11月末日	1,198,107,839	—	0.9403	—
	12月末日	1,152,349,476	—	0.9095	—
	2023年 1月末日	1,216,486,987	—	0.9698	—
	2月末日	1,188,317,832	—	0.9542	—
	3月末日	1,161,665,549	—	0.9354	—
	4月末日	1,127,781,817	—	0.9231	—
	5月末日	1,147,393,300	—	0.9466	—
	6月末日	1,174,890,608	—	0.9838	—
	7月末日	1,201,385,169	—	1.0080	—
	8月末日	1,172,389,013	—	0.9894	—

②【分配の推移】

■ A (為替ヘッジあり)

期	1口当たりの分配金(円)
6期	0.0000
7期	0.0900

期	1口当たりの分配金(円)
8期	0.0100
9期	0.0000
10期	0.0000
11期	0.0000
12期	0.0000
13期	0.0150
14期	0.0850
15期	0.0000
16期	0.0000
17期	0.0000
18期	0.0350
19期	0.0000
20期	0.1400
21期	0.0100
22期	0.0000
23期	0.0000
24期	0.0000
25期	0.0000

■ B (為替ヘッジなし)

期	1口当たりの分配金(円)
6期	0.0400
7期	0.1500
8期	0.1600
9期	0.0000
10期	0.0000
11期	0.0000
12期	0.0000
13期	0.0000
14期	0.0700
15期	0.0000
16期	0.0250
17期	0.0000
18期	0.1000
19期	0.0000
20期	0.1000
21期	0.0400
22期	0.0500
23期	0.0000
24期	0.0000
25期	0.0000

③ 【収益率の推移】

■ A (為替ヘッジあり)

期	収益率(%)
6期	0.9
7期	16.4
8期	△0.7
9期	△10.2
10期	△9.1
11期	13.9
12期	△5.6
13期	15.0
14期	10.4
15期	△4.7
16期	△0.8
17期	△1.4
18期	9.1
19期	△4.3
20期	21.3

期	収益率(%)
21期	△1.3
22期	△0.3
23期	△18.0
24期	△4.8
25期	△10.4

■ B (為替ヘッジなし)

期	収益率(%)
6期	5.3
7期	17.3
8期	14.6
9期	△6.3
10期	△17.2
11期	2.8
12期	7.4
13期	12.6
14期	8.8
15期	△0.2
16期	1.1
17期	△3.7
18期	15.1
19期	△8.6
20期	21.1
21期	3.0
22期	4.5
23期	△0.8
24期	△3.3
25期	△0.4

(注1) 収益率は、各計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を、前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて算出しています。

(注2) 収益率は、小数点第2位を四捨五入しています。

(参考情報)

基準価額・純資産の推移 (2013年8月末～2023年8月末)

A(為替ヘッジあり)



B(為替ヘッジなし)



分配の推移

決算期	A(為替ヘッジあり)
第21期 (2021年8月)	100円
第22期 (2022年2月)	0円
第23期 (2022年8月)	0円
第24期 (2023年2月)	0円
第25期 (2023年8月)	0円
設定来累計	4,850円

決算期	B(為替ヘッジなし)
第21期 (2021年8月)	400円
第22期 (2022年2月)	500円
第23期 (2022年8月)	0円
第24期 (2023年2月)	0円
第25期 (2023年8月)	0円
設定来累計	9,550円

※分配金は1万口当たり、税引前。

※基準価額および分配金再投資基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。

※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。

主要な資産の状況 —ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株マザーファンド—

資産状況

	比率
株式等	98.7%
現金等	1.3%
合計	100.0%

※各比率は、マザーファンドの純資産総額に対する割合です。

※「株式等」には、実質的に株式に近い値動きをする株式関連金融商品等を含みます。

※「現金等」には、100%から「株式等」を差し引いた値を記載しています。

※国・地域は「MSCI ACアジア(除く日本)IMIインデックス」の分類で区分しています。

※業種はMSCIが採用する世界産業分類基準(GICS)の11セクターで区分しています。世界産業分類基準(GICS)はMSCIとS&Pが開発したものであり、MSCIとS&Pの独占的な財産です。「世界産業分類基準(GICS)」はMSCIとS&Pのサービス・マークです。

※「-」は組入れがありません。

国・地域別比率

国・地域	比率
中国	32.9%
香港	3.5%
台湾	16.0%
韓国	16.2%
インド	21.1%
シンガポール	0.7%
インドネシア	5.0%
タイ	1.7%
マレーシア	0.5%
フィリピン	1.1%
現金等	1.3%
合計	100.0%

通貨別比率

通貨	比率
米ドル	0.6%
オフショア人民元	-
香港ドル	36.4%
新台幣ドル	16.2%
韓国ウォン	16.3%
インドルピー	21.2%
シンガポールドル	0.7%
インドネシアルピア	5.0%
タイバーツ	1.7%
マレーシアリンギット	0.6%
フィリピンペソ	1.2%
日本円	0.3%
合計	100.0%

業種別比率

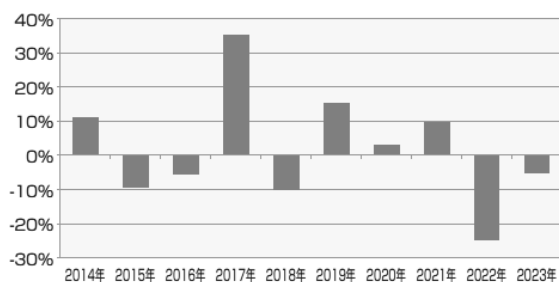
業種	比率
エネルギー	10.1%
素材	2.0%
資本財・サービス	12.0%
一般消費財・サービス	2.6%
生活必需品	7.0%
ヘルスケア	7.7%
金融	22.5%
情報技術	13.6%
コミュニケーション・サービス	14.4%
公益事業	5.0%
不動産	1.7%
現金等	1.3%
合計	100.0%

組入上位10銘柄

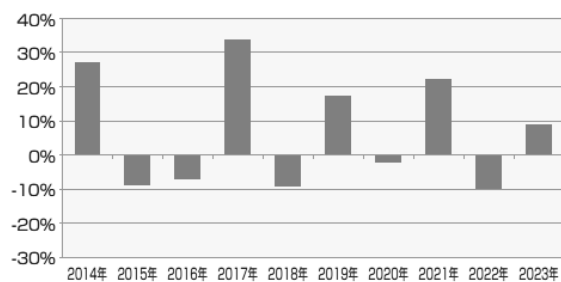
順位	銘柄名	国・地域	通貨	業種	比率
1	ネイバー	韓国	韓国ウォン	コミュニケーション・サービス	5.5%
2	リライアンス・インダストリーズ	インド	インドルピー	エネルギー	5.2%
3	ヒンドゥスタン・ユニリーバ	インド	インドルピー	生活必需品	4.9%
4	サン・ファーマシューティカル・インダストリーズ	インド	インドルピー	ヘルスケア	4.7%
5	テルコム・インドネシア	インドネシア	インドネシアルピア	コミュニケーション・サービス	4.5%
6	招商銀行(チャイナ・マーチャンツ・バンク)	中国	香港ドル	金融	4.4%
7	中国工商銀行(インダストリアル・アンド・コマーシャル・バンク・オブ・チャイナ)	中国	香港ドル	金融	4.4%
8	中国建設銀行(チャイナ・コンストラクション・バンク)	中国	香港ドル	金融	4.3%
9	エコプロBM	韓国	韓国ウォン	資本財・サービス	4.3%
10	中国農業銀行(アグリカルチャー・バンク・オブ・チャイナ)	中国	香港ドル	金融	3.5%

年間収益率の推移(暦年ベース) ※各ファンドにベンチマークはありません。

A(為替ヘッジあり)



B(為替ヘッジなし)



※各ファンドの年間収益率は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。

※2023年は8月末までの収益率を表示しています。

- 各ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用実績は委託会社のホームページで提供しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績は以下のとおりです。

■ A (為替ヘッジあり)

期	設定口数(口)	解約口数(口)
6期	24,887,961	534,367,601
7期	107,093,551	418,877,314
8期	110,510,657	284,880,583
9期	11,269,845	194,310,498
10期	1,155,986	146,840,756
11期	11,678,429	99,822,091
12期	264,316	155,512,617
13期	49,989,393	162,206,318
14期	91,407,735	197,231,643
15期	45,847,011	83,791,781
16期	955,385	38,586,875
17期	19,116	22,993,444
18期	142,263	49,099,373
19期	15,425,397	31,266,287
20期	884,539	64,625,038
21期	52,907,602	37,573,567
22期	4,952,871	27,121,365
23期	23,566	10,531,492
24期	1,777,663	20,044,009
25期	2,781,770	137,081,360

(注) 本邦外における設定、解約の実績はありません。

■ B (為替ヘッジなし)

期	設定口数(口)	解約口数(口)
6期	304,175,174	1,931,720,718
7期	306,329,101	1,367,546,430
8期	1,384,824,664	688,256,572
9期	1,869,587,471	994,036,270
10期	24,879,599	1,222,888,830
11期	2,386,924	681,524,548
12期	99,139	481,292,340
13期	79,338,586	358,835,608
14期	42,125,313	473,164,928
15期	111,671,429	243,818,790
16期	5,612,979	144,571,761
17期	57,993,951	150,130,812
18期	1,291,458	196,687,958
19期	125,347,606	86,295,990
20期	1,094,033	250,168,399
21期	104,008,067	93,247,907
22期	47,000,525	237,918,941
23期	48,142,715	79,150,432
24期	3,061,307	67,263,125
25期	171,638	61,420,674

(注) 本邦外における設定、解約の実績はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

①申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込みを行うものとします。

取得申込者は、原則として、取得申込受付日から起算して6営業日目までに取得申込みにかかる金額を販売会社に支払うものとします。

当ファンドには、分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が、税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。

「自動けいぞく投資コース」よりお申込みされる場合、取得申込者は、あらかじめ販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を締結するものとします。なお、当該契約については、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合は当該別の名称に読み替えるものとします。

②取得申込みの受付

原則としていつでも取得申込みを行うことができます。ただし、香港証券取引所、ボンベイ証券取引所（インド）およびナショナル証券取引所（インド）のいずれかの休業日に該当する場合には、スイッチングを含め、取得申込みの受付は行いません。

各営業日*の午後3時までに販売会社が受付けた取得申込みを、当日の受付分とします。この時刻を過ぎて行われる取得申込みは翌営業日*の取扱いとなります。

※上記の取得申込みの受付を行わない日を除きます。取得申込みの受付を行わない日は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

③申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

④申込手数料

3.3%*（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める申込手数料率を、お申込口数、お申込金額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。

※消費税等相当額を含みます。なお、税法が改正された場合等には、消費税等相当額が変更になることがあります。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。

また、「A（為替ヘッジあり）」と「B（為替ヘッジなし）」の間のスイッチングの場合にも、申込手数料はかかりません。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

⑤申込単位

申込単位は、以下のとおりです。

一般コース	1万口以上1口単位または1万円以上1円単位
自動けいぞく投資コース	1万口以上1口単位または1万円以上1円単位

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

なお、原則として、お申込み受付後のコース変更はできません。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

⑥スイッチング

「A（為替ヘッジあり）」と「B（為替ヘッジなし）」の間でスイッチングができます。

スイッチングに際しては、申込手数料はかかりません。また、スイッチングによって取得申込みをする場合のファンドの発行価格は、取得申込受付日の翌営業日*の基準価額とします。ただし、スイッチングにより換金されるファンドについては、換金と同様に信託財産留保額および税金がかかりますので、ご注意ください。税金については、後述の「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご参照ください。

※前述の取得申込みの受付を行わない日を除きます。取得申込みの受付を行わない日は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

⑦その他

(a) 金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

(b) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

①換金申込みの受付

原則としていつでも換金申込みを行うことができます。ただし、香港証券取引所、ボンベイ証券取引所（インド）およびナショナル証券取引所（インド）のいずれかの休業日に該当する場合には、換金申込みの受付は行いません。

各営業日*の午後3時までに販売会社が受付けた換金申込みを、当日の受付分とします。この時刻を過ぎて行われる換金申込みは翌営業日*の取扱いとなります。

※上記の換金申込みの受付を行わない日を除きます。換金申込みの受付を行わない日は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

②換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（後述の「④信託財産留保額」をご参照ください。）を控除した価額（以下「換金価額」といいます。）とします。

なお、換金価額については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

③換金（解約）手数料

ありません。

④信託財産留保額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

⑤換金単位

換金単位は、以下のとおりです。

一般コース	1口単位または1円単位
自動けいぞく投資コース	1口単位または1円単位

詳細は販売会社にお問い合わせください。

⑥換金代金の支払い

原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

⑦その他

- (a) 「解約請求」または「買取請求」により換金の申込みができます。詳細は販売会社にお問い合わせください。
- (b) 当ファンドの資金管理を円滑に行うため、1日1件5億円を超える換金の申込みは受けません。また、別途、1日1件5億円以下の換金の申込みであっても、当ファンドの純資産総額や市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、換金の金額に制限を設ける場合や換金申込みの受付時間に制限を設ける場合があります。
- (c) 金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、換金申込みの受付を中止することおよび既に受付けた換金申込みの受付を取消することができます。この場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込みを受付けたものとして取扱います。
- (d) 「解約請求」を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求を受益者がするとき、振替受益権をもって行うものとします。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

①基準価額の計算方法

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および信託約款に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりの価額で表示されることがあります。

②主な投資対象の評価方法

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

投資対象	評価方法
マザーファンド	原則として、当ファンドの基準価額計算日における基準価額で評価します。
株式	原則として、基準価額計算日*の金融商品取引所の最終相場で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。

*外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日に知り得る直近の最終相場とします。

③基準価額の照会方法等

基準価額は委託会社の営業日に算出されます。

基準価額については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。また、基準価額は、原則として計算日（委託会社の営業日）の翌日付の日本経済新聞朝刊に略称（「アジア増配A」、「アジア増配B」）として掲載されます。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887 (フリーダイヤル)
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)
<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は、信託契約締結日(2011年2月18日)から2026年2月20日までとします。ただし、後述の「(5)その他 ①信託の終了(繰上償還)」による場合、信託を終了することがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

原則として毎年2月21日から8月20日まで、および8月21日から翌年2月20日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

①信託の終了(繰上償還)

- (a) 委託会社は、信託契約締結日から1年経過後、「A(為替ヘッジあり)」および「B(為替ヘッジなし)」の合計で信託財産の純資産総額が30億円を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託会社は、上記(a)の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (c) 上記(b)の書面決議において、受益者(委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下、本(c)において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) 上記(b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 上記(b)から(d)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(b)から(d)までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。
- (f) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (g) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後述の「②信託約款の変更等」に規定する書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (h) 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

②信託約款の変更等

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したと

きは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはファンドと他のファンドとの併合（投信法第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は「②信託約款の変更等」で定める以外の方法によって変更することができないものとし、

- (b) 委託会社は、上記(a)の事項（上記(a)の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (c) 上記(b)の書面決議において、受益者（委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下、本(c)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) 上記(b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f) 上記(b)から(e)までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g) 上記(a)から(f)の規定にかかわらず、ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。
- (h) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(a)から(g)の規定に従います。

③ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、繰上償還または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者（書面決議において当該繰上償還または重大な信託約款の変更等に反対した受益者をいいます。）による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

④ 関係法人との契約の更改等

(a) 募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間で締結される「募集・販売の取扱い等に関する契約書」は、当該契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方からの別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとし、

(b) 運用指図に関する権限委託契約

委託会社と外部委託先運用会社との間で締結される「A（為替ヘッジあり）」およびマザーファンドの運用指図に関する権限委託契約は、契約の諸条件に従い、当事者の一方の相手方に対して解約通知がなされた場合等に、契約が終了します。ただし、当該契約は「A（為替ヘッジあり）」およびマザーファンドの償還日に終了するものとし、

⑤ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（<https://www.russellinvestments.com/jp/>）に掲載します。

ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書

(a) 委託会社は、毎決算時および償還時に、計算期間中の運用経過のほか信託財産の内容、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

(b) 委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、委託会社のホームページ

(<https://www.russellinvestments.com/jp/>) に掲載します。

(c)上記(b)の規定にかかわらず、受益者からの運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑦信託期間の延長

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

4 【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次の通りです。

①収益分配金請求権

受益者は、委託会社が決定した収益分配金を自己に帰属する受益権の持分に応じて請求することができます。

販売会社は、毎計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に対する収益分配金の支払いを、原則として決算日（当該決算日が休業日の場合は翌営業日とします。）から起算して5営業日目までに開始するものとし、

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、収益分配金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として決算日の翌営業日に販売会社に交付されます。販売会社は別に定める契約に基づき、受益者に対して遅延なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

②償還金請求権

受益者は、当ファンドの信託終了後、口数に応じて償還金を請求することができます。販売会社は、信託終了日（償還日）において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に対する償還金の支払いを、原則として償還日（当該償還日が休業日の場合は翌営業日とします。）から起算して5営業日目までに開始するものとし、なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

ただし、受益者が償還金の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとし、

③換金請求権

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金する権利を有します。詳細は、前述の「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

④帳簿閲覧請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧ならびに謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- (3) ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期計算期間（2023年2月21日から2023年8月21日まで）の財務諸表について、P w Cあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年10月27日

ラッセル・インベストメント株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

DocuSigned by:
鶴田 光夫
A1FCBAB206554BB...

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント・アジア増配継続株100A（為替ヘッジあり）の2023年2月21日から2023年8月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株100A（為替ヘッジあり）の2023年8月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査

手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 【財務諸表】

【ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株100 A（為替ヘッジあり）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第24期	第25期
	2023年 2月20日現在	2023年 8月21日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	468,975,475	319,788,814
派生商品評価勘定	—	285,950
未収入金	163,015	—
流動資産合計	469,138,490	320,074,764
資産合計	469,138,490	320,074,764
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,466,179	15,075,641
未払金	21,875,991	—
未払受託者報酬	118,361	93,099
未払委託者報酬	3,550,660	2,792,876
その他未払費用	225,428	167,136
流動負債合計	27,236,619	18,128,752
負債合計	27,236,619	18,128,752
純資産の部		
元本等		
元本	566,567,468	432,267,878
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△124,665,597	△130,321,866
(分配準備積立金)	16,561,266	19,612,888
元本等合計	441,901,871	301,946,012
純資産合計	441,901,871	301,946,012
負債純資産合計	469,138,490	320,074,764

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第24期	第25期
	自 2022年 8月23日 至 2023年 2月20日	自 2023年 2月21日 至 2023年 8月21日
営業収益		
有価証券売買等損益	△13,070,802	△3,073,918
為替差損益	△6,841,685	△34,742,765
営業収益合計	△19,912,487	△37,816,683
営業費用		
受託者報酬	118,361	93,099
委託者報酬	3,550,660	2,792,876
その他費用	225,428	173,076
営業費用合計	3,894,449	3,059,051
営業利益又は営業損失 (△)	△23,806,936	△40,875,734
経常利益又は経常損失 (△)	△23,806,936	△40,875,734
当期純利益又は当期純損失 (△)	△23,806,936	△40,875,734
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部 解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	△1,701,187	△5,437,322
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△105,671,949	△124,665,597
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,669,746	30,447,200
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金 減少額	3,669,746	30,447,200
剰余金減少額又は欠損金増加額	557,645	665,057
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金 増加額	557,645	665,057
分配金	—	—

(単位：円)

	第24期 自 2022年 8月23日 至 2023年 2月20日	第25期 自 2023年 2月21日 至 2023年 8月21日
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△124,665,597	△130,321,866

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日において発表されている対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間末日の取扱い 2023年8月20日が休日のため、信託約款第38条により、当計算期間末日を2023年8月21日としております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第24期 2023年 2月20日現在	第25期 2023年 8月21日現在
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第24期 2023年 2月20日現在	第25期 2023年 8月21日現在
1. 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	584,833,814円 1,777,663円 20,044,009円	566,567,468円 2,781,770円 137,081,360円
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は124,665,597円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は130,321,866円です。
3. 計算期間末日における受益権の総数	566,567,468口	432,267,878口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第24期 自 2022年 8月23日 至 2023年 2月20日	第25期 自 2023年 2月21日 至 2023年 8月21日
1. 分配金の計算過程 2023年2月20日における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(584,203円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,367,558円)及び分配準備積立金(15,977,063円)より分配対象収益は17,928,824円(1万口当たり316.43円)であり	1. 分配金の計算過程 2023年8月21日における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(6,772,392円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,131,867円)及び分配準備積立金(12,840,496円)より分配対象収益は20,744,755円(1万口当たり479.89円)であ

第24期 自 2022年 8月23日 至 2023年 2月20日	第25期 自 2023年 2月21日 至 2023年 8月21日
<p>ますが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当金等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p> <p>2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、当該委託を受けた者と委託者の間で別に定める取決めに基づく金額を、委託者報酬の中から支弁しております。</p>	<p>りますが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当金等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p> <p>2. 同左</p>

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	<p>当ファンドが保有する主な金融商品は、売買目的で保有する親投資信託受益証券とデリバティブ取引等であります。</p> <p>親投資信託受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクに晒されております。 親投資信託受益証券には、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスク、市場動向と乖離するリスクがあり、当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。</p> <p>デリバティブ取引等には為替予約取引が含まれており、為替変動リスクがあります。デリバティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としております。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>当ファンドが投資対象とする親投資信託受益証券及びデリバティブ取引等は、運用を外部に委託しております。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託会社では、外部委託先運用会社の運用ガイドライン遵守状況をモニタリングしています。 ・運用部では、運用リスク分析・管理、パフォーマンス評価等を行っております。 ・法務・コンプライアンス部では、法令・信託約款等の遵守状況（流動性リスク管理を含む）を中心にモニタリングします。 ・モニタリング等の結果は、投資政策・運用委員会および／またはリスク管理・コンプライアンス委員会に報告され、検証が行われます。

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第24期 2023年 2月20日現在	第25期 2023年 8月21日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価と</p>	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 同左</p>

区 分	第24期 2023年 2月20日現在	第25期 2023年 8月21日現在
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>しております。</p> <p>有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引等 「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>有価証券 同左</p> <p>デリバティブ取引等 同左</p> <p>同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

区 分	第24期 2023年 2月20日現在	第25期 2023年 8月21日現在
種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託 受益証券	△7,537,775	1,857,446
合 計	△7,537,775	1,857,446

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連 第24期 (2023年 2月20日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	477,117,836	—	478,584,015	△1,466,179
	米ドル	477,117,836	—	478,584,015	△1,466,179
合計		477,117,836	—	478,584,015	△1,466,179

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	23,425,003	—	23,710,953	285,950
	米ドル	23,425,003	—	23,710,953	285,950
	売建	332,104,762	—	347,180,403	△15,075,641
	米ドル	332,104,762	—	347,180,403	△15,075,641
合計		355,529,765	—	370,891,356	△14,789,691

(注) 1. 為替予約の評価方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算しております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で評価しております。

(3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第24期 自 2022年 8月23日 至 2023年 2月20日	第25期 自 2023年 2月21日 至 2023年 8月21日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

区分	第24期 2023年 2月20日現在	第25期 2023年 8月21日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7800円 (7,800円)	0.6985円 (6,985円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

次表の通りです。

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株マザーファンド	115,388,906	319,788,814	—
合計		115,388,906	319,788,814	—

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2023年10月27日

ラッセル・インベストメント株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

DocuSigned by:
鶴田 光夫
A1FCBAB206554BB...

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント・アジア増配継続株100B（為替ヘッジなし）の2023年2月21日から2023年8月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株100B（為替ヘッジなし）の2023年8月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査

手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株100B（為替ヘッジなし）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第24期 2023年 2月20日現在	第25期 2023年 8月21日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,215,824,645	1,152,341,014
未収入金	2,520,456	—
流動資産合計	1,218,345,101	1,152,341,014
資産合計	1,218,345,101	1,152,341,014
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,520,456	—
未払受託者報酬	330,336	319,789
未払委託者報酬	9,910,155	9,593,493
その他未払費用	672,547	639,215
流動負債合計	13,433,494	10,552,497
負債合計	13,433,494	10,552,497
純資産の部		
元本等		
元本	1,248,842,180	1,187,593,144
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△43,930,573	△45,804,627
（分配準備積立金）	23,214,770	47,994,951
元本等合計	1,204,911,607	1,141,788,517
純資産合計	1,204,911,607	1,141,788,517
負債純資産合計	1,218,345,101	1,152,341,014

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第24期 自 2022年 8月23日 至 2023年 2月20日	第25期 自 2023年 2月21日 至 2023年 8月21日
営業収益		
有価証券売買等損益	△33,914,645	6,506,181
営業収益合計	△33,914,645	6,506,181
営業費用		
受託者報酬	330,336	319,789
委託者報酬	9,910,155	9,593,493
その他費用	672,547	639,215
営業費用合計	10,913,038	10,552,497
営業利益又は営業損失（△）	△44,827,683	△4,046,316
経常利益又は経常損失（△）	△44,827,683	△4,046,316
当期純利益又は当期純損失（△）	△44,827,683	△4,046,316
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部 解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△4,045,945	106,471
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△3,276,394	△43,930,573
剰余金増加額又は欠損金減少額	341,603	2,285,163
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金 減少額	341,603	2,285,163
剰余金減少額又は欠損金増加額	214,044	6,430
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金 増加額	214,044	6,430
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△43,930,573	△45,804,627

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間末日の取扱い 2023年8月20日が休日のため、信託約款第38条により、当計算期間末日を2023年8月21日としております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第24期 2023年 2月20日現在	第25期 2023年 8月21日現在
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第24期 2023年 2月20日現在	第25期 2023年 8月21日現在
1. 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	1,313,043,998円 3,061,307円 67,263,125円	1,248,842,180円 171,638円 61,420,674円
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は43,930,573円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は45,804,627円です。
3. 計算期間末日における受益権の総数	1,248,842,180口	1,187,593,144口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第24期 自 2022年 8月23日 至 2023年 2月20日	第25期 自 2023年 2月21日 至 2023年 8月21日
<p>分配金の計算過程</p> <p>2023年2月20日における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,289,627円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(72,531円)及び分配準備積立金(21,925,143円)より分配対象収益は23,287,301円(1万口当たり186.46円)であります。分配を行っておりません。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当金等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>	<p>分配金の計算過程</p> <p>2023年8月21日における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(25,797,299円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(72,826円)及び分配準備積立金(22,197,652円)より分配対象収益は48,067,777円(1万口当たり404.74円)であります。分配を行っておりません。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当金等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
-----------------	--

2. 金融商品の内容及びそのリスク	<p>当ファンドが保有する主な金融商品は、売買目的で保有する親投資信託受益証券であります。</p> <p>親投資信託受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクに晒されております。</p> <p>親投資信託受益証券には、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスク、市場動向と乖離するリスクがあり、当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>当ファンドが投資対象とする親投資信託受益証券は、運用を外部に委託しております。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託会社では、外部委託先運用会社の運用ガイドライン遵守状況をモニタリングしています。 ・運用部では、運用リスク分析・管理、パフォーマンス評価等を行っています。 ・法務・コンプライアンス部では、法令・信託約款等の遵守状況（流動性リスク管理を含む）を中心にモニタリングします。 ・モニタリング等の結果は、投資政策・運用委員会および／またはリスク管理・コンプライアンス委員会に報告され、検証が行われます。

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第24期 2023年 2月20日現在	第25期 2023年 8月21日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項	<p>有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p>	<p>有価証券以外の金融商品 同左</p> <p>有価証券 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)
売買目的有価証券

(単位：円)

区 分	第24期 2023年 2月20日現在	第25期 2023年 8月21日現在
種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託 受益証券	△29,555,277	6,569,599
合 計	△29,555,277	6,569,599

(デリバティブ取引等に関する注記)

第24期 2023年 2月20日現在	第25期 2023年 8月21日現在
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第24期 自 2022年 8月23日 至 2023年 2月20日	第25期 自 2023年 2月21日 至 2023年 8月21日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

区 分	第24期 2023年 2月20日現在	第25期 2023年 8月21日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9648円 (9,648円)	0.9614円 (9,614円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

次表の通りです。

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株マザーファンド	415,797,436	1,152,341,014	—
合計		415,797,436	1,152,341,014	—

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

「ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株100 A (為替ヘッジあり)」及び「ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株100 B (為替ヘッジなし)」は、「ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

区 分	2023年 2月20日現在	2023年 8月21日現在
	金 額	金 額
資産の部		
流動資産		
預金	33,396,474	13,600,287
コール・ローン	21,912,373	20,971,497
株式	1,560,730,378	1,437,355,063
投資証券	68,358,535	-
未収配当金	3,170,019	8,457,520
流動資産合計	1,687,567,779	1,480,384,367
資産合計	1,687,567,779	1,480,384,367
負債の部		
流動負債		
未払金	-	6,929,466
未払解約金	2,520,456	-
未払利息	60	62
その他未払費用	246,673	1,335,836
流動負債合計	2,767,189	8,265,364
負債合計	2,767,189	8,265,364
純資産の部		
元本等		
元本	611,276,439	531,186,342
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	1,073,524,151	940,932,661
元本等合計	1,684,800,590	1,472,119,003
純資産合計	1,684,800,590	1,472,119,003
負債純資産合計	1,687,567,779	1,480,384,367

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券</p> <p>株式及び投資証券は移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引所等に上場されている有価証券 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 開示対象ファンドの計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日におい</p>

<p>3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項</p>	<p>て発表されている対顧客先物相場の仲値によっております。</p> <p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>
--------------------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

2023年 2月20日現在	2023年 8月21日現在
<p>開示対象ファンドの計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが開示対象ファンドの計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。</p>	<p>同左</p>

(貸借対照表に関する注記)

2023年 2月20日現在	2023年 8月21日現在
<p>1. 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 638,418,832円 期中追加設定元本額 24,421,258円 期中一部解約元本額 51,563,651円</p> <p style="text-align: center;">元本の内訳</p> <p>ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株100 A(為替ヘッジあり) 170,152,919円 ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株100 B(為替ヘッジなし) 441,123,520円</p> <p style="text-align: right;">計 611,276,439円</p> <p>2. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数 611,276,439口</p>	<p>1. 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 611,276,439円 期中追加設定元本額 3,027,222円 期中一部解約元本額 83,117,319円</p> <p style="text-align: center;">元本の内訳</p> <p>ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株100 A(為替ヘッジあり) 115,388,906円 ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株100 B(為替ヘッジなし) 415,797,436円</p> <p style="text-align: right;">計 531,186,342円</p> <p>2. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数 531,186,342口</p>

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

<p>1. 金融商品に対する取組方針</p>	<p>当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p>
<p>2. 金融商品の内容及びそのリスク</p>	<p>当ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券及びデリバティブ取引等があります。投資対象とする金融商品は、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスク、市場動向と乖離するリスクに晒されております。</p> <p>デリバティブ取引等には、通貨関連では為替予約取引が含まれております。デリバティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としております。</p>

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>当ファンドは、運用を外部に委託しております。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託会社では、外部委託先運用会社の運用ガイドライン遵守状況をモニタリングしています。 ・運用部では、運用リスク分析・管理、パフォーマンス評価等を行っています。 ・法務・コンプライアンス部では、法令・信託約款等の遵守状況（流動性リスク管理を含む）を中心にモニタリングします。 ・モニタリング等の結果は、投資政策・運用委員会および／またはリスク管理・コンプライアンス委員会に報告され、検証が行われます。
-------------------	---

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	2023年 2月20日現在	2023年 8月21日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p>	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 同左</p> <p>有価証券 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

区 分	2023年 2月20日現在	2023年 8月21日現在
種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株 式	△12,711,808	△66,284,382
投資証券	△13,003,271	-
合 計	△25,715,079	△66,284,382

（デリバティブ取引等に関する注記）

2023年 2月20日現在	2023年 8月21日現在
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2022年 8月23日 至 2023年 2月20日	自 2023年 2月21日 至 2023年 8月21日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

区 分	2023年 2月20日現在	2023年 8月21日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.7562円 (27,562円)	2.7714円 (27,714円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

①株式

次表の通りです。

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
香港ドル	CHINA SHENHUA ENERGY CO-H	123,000	21.85	2,687,550.00	
	YANKUANG ENERGY GROUP CO-H	82,000	10.94	897,080.00	
	SHOUGANG FUSHAN RESOURCES GROUP	60,000	2.22	133,200.00	
	CHINA COMMUNICATIONS SERVI-H	84,000	3.37	283,080.00	
	CHINA RAILWAY GROUP LTD-H	146,000	4.53	661,380.00	
	ORIENT OVERSEAS INTL LTD	4,500	120.70	543,150.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	47,000	14.76	693,720.00	
	BOSIDENG INTL HLDGS LTD	126,000	3.21	404,460.00	
	ZHONGSHENG GROUP HOLDINGS	24,500	21.70	531,650.00	
	CHINA FOODS LTD	34,000	2.83	96,220.00	
	NISSIN FOODS CO LTD	6,000	6.10	36,600.00	
	TSINGTAO BREWERY CO LTD-H	22,000	66.20	1,456,400.00	
	SINOPHARM GROUP CO-H	46,636	21.20	988,683.20	
	THE UNITED LABORATORIES INTERNATIONAL	36,000	6.87	247,320.00	
	AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	1,065,000	2.55	2,715,750.00	
	BANK OF COMMUNICATIONS CO-H	319,000	4.33	1,381,270.00	
	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	830,000	4.08	3,386,400.00	
	CHINA MERCHANTS BANK-H	113,248	30.95	3,505,025.60	
	IND & COMM BK OF CHINA-H	992,000	3.41	3,382,720.00	
	SUNEVISION HOLDINGS	25,000	3.72	93,000.00	
	CHINA TOWER CORP LTD-H	1,616,000	0.79	1,276,640.00	
	CITIC TELECOM INTERNATIONAL	57,000	3.20	182,400.00	
	CANVEST ENVIRONMENTAL PROTEC	17,000	4.80	81,600.00	
	CHINA WATER AFFAIRS GROUP	30,000	6.56	196,800.00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS L	21,842	38.20	834,364.40	
	GUANGDONG INVESTMENT LTD	102,943	6.13	631,040.59	
CHINA OVERSEAS PROPERTY HOLDINGS LIMITED	50,000	8.25	412,500.00		
GREENTOWN CHINA HOLDINGS	36,000	7.32	263,520.00		
SWIRE PROPERTIES LTD	40,400	17.42	703,768.00		
香港ドル 計	6,157,069		28,707,291.79 (532,807,335)		
シンガポ ールドル	BUMITAMA AGRI LTD	12,100	0.56	6,776.00	
	NETLINK NBN TRUST	103,700	0.86	89,182.00	
シンガポ ールドル 計	115,800		95,958.00		

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
				(10,277,101)	
マレーシア リンギット	UWC BHD	11,400	3.36	38,304.00	
	TIME DOTCOM BHD	34,800	5.43	188,964.00	
	GAS MALAYSIA BHD	8,800	3.01	26,488.00	
マレーシアリンギット 計		55,000		253,756.00 (7,931,879)	
タイバーツ	PRIMA MARINE PCL-NVDR	42,900	6.25	268,125.00	
	REGIONAL CONTAINER LINE-NVDR	12,800	21.60	276,480.00	
	CK POWER LTD-NVDR	87,100	3.50	304,850.00	
	GULF ENERGY DEVELOPMENT-NVDR	106,700	48.00	5,121,600.00	
タイバーツ 計		249,500		5,971,055.00 (24,600,746)	
フィリピン ペソ	PLDT INC	2,600	1,215.00	3,159,000.00	
	MANILA ELECTRIC COMPANY	9,700	350.00	3,395,000.00	
フィリピンペソ 計		12,300		6,554,000.00 (16,948,644)	
インドネシ アルピア	AKR CORPORINDO TBK PT	276,600	1,300.00	359,580,000.00	
	TEMAS TBK PT	393,100	250.00	98,275,000.00	
	BPD JAWA BARAT DAN BANTEN TBK	107,700	1,180.00	127,086,000.00	
	BPD JAWA TIMUR TBK PT	129,200	660.00	85,272,000.00	
	METRODATA ELECTRONIC PT	190,200	525.00	99,855,000.00	
	TELKOM INDONESIA PERSERO TBK	1,808,100	3,760.00	6,798,456,000.00	
インドネシアルピア 計		2,904,900		7,568,524,000.00 (71,900,978)	
韓国ウォン	DONGKUK HOLDINGS CO LTD	1,454	10,960.00	15,935,840.00	
	HANIL CEMENT CO LTD/NEW	593	12,360.00	7,329,480.00	
	ECOPRO BM CO LTD	1,772	312,000.00	552,864,000.00	
	KYUNG DONG NAVIEN CO LTD	225	51,700.00	11,632,500.00	
	LG CORP	3,424	79,700.00	272,892,800.00	
	LIG NEX1 CO LTD	414	75,100.00	31,091,400.00	
	LX INTERNATIONAL CORP	930	34,950.00	32,503,500.00	
	NICE INFORMATION SERVICE CO	1,146	10,020.00	11,482,920.00	
	HANKOOK & CO	976	12,400.00	12,102,400.00	
	HANKOOK TIRE & TECHNOLOGY CO	2,548	39,650.00	101,028,200.00	
	GOLFZON CO LTD	139	90,000.00	12,510,000.00	
	YOUNGONE CORP	759	58,000.00	44,022,000.00	
	YOUNGONE HOLDINGS CO LTD	188	78,900.00	14,833,200.00	
	CHEIL WORLDWIDE INC	2,367	19,060.00	45,115,020.00	
	NAVER CORP	3,376	212,500.00	717,400,000.00	
	HYUNDAI HOME SHOPPING NETWOR	202	41,900.00	8,463,800.00	
	CLASSYS INC	667	34,750.00	23,178,250.00	
	JB FINANCIAL GROUP CO LTD	3,714	8,640.00	32,088,960.00	
	NICE HOLDINGS CO LTD	727	12,900.00	9,378,300.00	
	PARK SYSTEMS CORP	167	177,500.00	29,642,500.00	
EO TECHNICS CO LTD	295	165,700.00	48,881,500.00		
HAESUNG DS CO LTD	378	63,900.00	24,154,200.00		
LEENO INDUSTRIAL INC	340	165,800.00	56,372,000.00		
韓国ウォン 計		26,801		2,114,902,770.00 (229,678,440)	
新台湾ドル	TECO ELECTRIC & MACHINERY	40,000	51.20	2,048,000.00	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	VOLTRONIC POWER TECHNOLOGY	2,000	1,545.00	3,090,000.00	
	ECOVE ENVIRONMENT CORP	1,000	312.50	312,500.00	
	INTERNATIONAL GAMES SYSTEM CO LTD	4,000	562.00	2,248,000.00	
	PEGAVISION CORP	1,000	340.00	340,000.00	
	CHAILEASE HOLDING CO LTD	55,863	180.00	10,055,340.00	
	LOTES CO LTD	3,000	783.00	2,349,000.00	
	SIMPLO TECHNOLOGY CO LTD	6,000	303.00	1,818,000.00	
	SINBON ELECTRONICS CO LTD	8,000	318.50	2,548,000.00	
	UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	50,000	174.50	8,725,000.00	
	CHIEF TELECOM INC	1,100	367.00	403,700.00	
	ALCHIP TECHNOLOGIES LTD	3,000	1,970.00	5,910,000.00	
	ASPEED TECHNOLOGY INC	1,100	2,325.00	2,557,500.00	
	REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	16,000	417.50	6,680,000.00	
	新台湾ドル 計	192,063		49,085,040.00 (223,405,651)	
インドルピー	JIO FINANCIAL SERVICES LTD	17,380	252.85	4,394,533.00	
	RELIANCE INDUSTRIES LTD	17,777	2,556.80	45,452,233.60	
	NEOGEN CHEMICALS LTD	344	1,568.80	539,667.20	
	PCBL LTD	5,869	153.90	903,239.10	
	SRF LTD	5,391	2,277.80	12,279,619.80	
	GRINDWELL NORTON LTD	1,524	2,190.65	3,338,550.60	
	rites LTD	1,659	452.70	751,029.30	
	VST INDUSTRIES LTD	128	3,456.05	442,374.40	
	HINDUSTAN UNILEVER LTD	16,100	2,554.75	41,131,475.00	
	AUROBINDO PHARMA LTD	9,108	857.80	7,812,842.40	
	ERIS LIFESCIENCES LTD	1,407	830.25	1,168,161.75	
	SUN PHARMACEUTICAL INDUSTRIES	34,913	1,134.90	39,622,763.70	
	CENTRAL DEPOSITORY SERVICES	1,765	1,145.45	2,021,719.25	
	CRISIL LTD	631	3,815.75	2,407,738.25	
	SHARE INDIA SECURITIES LTD	393	1,292.10	507,795.30	
	MPHASIS LTD	2,604	2,291.05	5,965,894.20	
	TATA ELXSI LTD	1,184	7,008.15	8,297,649.60	
	INDRAPRASTHA GAS LTD	10,880	429.20	4,669,696.00	
	インドルピー 計	129,057		181,706,982.45 (319,804,289)	
	合計	9,842,490		1,437,355,063 (1,437,355,063)	

②株式以外の有価証券
該当事項はありません。

有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の()内は外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入株式以外 時価比率	合計金額に 対する比率
香港ドル	株式 29銘柄	100.0%	—	37.1%
シンガポールドル	株式 2銘柄	100.0%	—	0.7%
マレーシアリングット	株式 3銘柄	100.0%	—	0.6%
タイバーツ	株式 4銘柄	100.0%	—	1.7%

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入株式以外 時価比率	合計金額に 対する比率
フィリピンペソ	株式 2銘柄	100.0%	—	1.2%
インドネシアルピア	株式 6銘柄	100.0%	—	5.0%
韓国ウォン	株式 23銘柄	100.0%	—	16.0%
新台幣ドル	株式 14銘柄	100.0%	—	15.5%
インドルピー	株式 18銘柄	100.0%	—	22.2%

4. 通貨の表示

邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

以下は2023年8月末現在のファンドの現況です。

■ A (為替ヘッジあり)

I 資産総額	309,018,400 円
II 負債総額	1,987,904 円
III 純資産総額(I - II)	307,030,496 円
IV 発行済口数	430,162,642 口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	0.7138 円

■ B (為替ヘッジなし)

I 資産総額	1,174,085,847 円
II 負債総額	1,696,834 円
III 純資産総額(I - II)	1,172,389,013 円
IV 発行済口数	1,184,920,053 口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	0.9894 円

(参考) ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株マザーファンド

以下は2023年8月末現在のマザーファンドの現況です。

I 資産総額	1,483,881,213 円
II 負債総額	3,182,742 円
III 純資産総額(I - II)	1,480,698,471 円
IV 発行済口数	518,883,615 口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	2.8536 円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の手続き等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業

を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2023年8月末現在の委託会社の資本金の額：490百万円

委託会社が発行する株式総数：40,000株

発行済株式総数：34,090株

直近5ヵ年における主な資本の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

① 会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会を置きます。取締役会は、取締役および執行役員の職務の執行を監督し、会社の業務執行上重要な事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。取締役会は、原則として、代表取締役社長が招集し、議長となります。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとし、欠員の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者の残存期間と同一とします。

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。代表取締役の中から、社長を選定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。

更に、委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会、会社が持つリスクを一元的に監視、監督し、法令等遵守態勢を確立するための諮問機関としてリスク管理・コンプライアンス委員会を置きます。

② 投資運用の意思決定機構

投資方針の企画・立案は、マルチ・マネージャー運用（運用スタイルの異なる複数の外部委託先運用会社（投資助言会社を含みます。）を組み合わせて行う運用）の場合は、運用部がラッセル・インベストメントグループからの助言等に基づいて行い、その他の場合は、運用部が行います。

投資方針については、代表取締役社長兼CEO、運用部長およびジェネラル・カウンスルを含む議決権を有する委員と、議決権を有しない準委員で構成される投資政策・運用委員会によって審議、決定されます。

同委員会は投資政策・運用委員会規程に基づき、原則月に一度、資産評価・運用状況、運用ガイドライン遵守状況等について報告を受けるとともに、その検証を行っています。

※上記の体制等は2023年8月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投信法に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務等を行っています。

2023年8月末現在、委託会社の運用する証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

種 類	本 数	純資産総額
追加型株式投資信託	30本	181,651,015,627円
単位型株式投資信託	0本	0円
追加型公社債投資信託	0本	0円
単位型公社債投資信託	0本	0円
合 計	30本	181,651,015,627円

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期事業年度（自2022年1月1日至2022年12月31日）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（自2023年1月1日至2023年6月30日）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年3月23日

ラッセル・インベストメント株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

DocuSigned by:
鶴田 光夫
A1FCBAB206554BB...

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント株式会社の2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第24期 (2021年12月31日現在)	第25期 (2022年12月31日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	2,667,202	1,234,739
前払費用	45,192	47,298
未収委託者報酬	333,851	311,111
未収運用受託報酬	2,077,095	1,681,977
未収投資助言報酬	199,166	204,377
未収入金	※2	29,542
未収還付法人税等	-	75,446
その他流動資産	88,903	87,544
流動資産合計	5,411,412	3,672,038
固定資産		
有形固定資産		
建物付属設備	168,956	144,253
器具備品	45,461	38,720
有形固定資産合計	※1	182,973
無形固定資産		
ソフトウェア	-	181
無形固定資産合計	-	181
投資その他の資産		
長期差入保証金	138,854	138,086
投資その他の資産合計	138,854	138,086
固定資産合計	353,272	321,241
資産合計	5,764,684	3,993,279

(単位：千円)

	第24期 (2021年12月31日現在)	第25期 (2022年12月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	33,806	31,887
未払金		
未払手数料	58,091	59,972
未払委託調査費	749,584	673,472
未払委託計算費	6,654	6,409
その他未払金	※2	417,542
未払金合計	2,029,746	1,157,397
未払費用	37,887	58,745
未払消費税等	377,908	9,727
未払法人税等	158,649	-
前受金	59,873	59,277
賞与引当金	457,540	357,102
リース債務	3,240	3,240
流動負債合計	3,158,652	1,677,378
固定負債		

資産除去債務	41,239	43,517
長期未払金	960,625	1,001,162
長期未払費用	13,353	16,930
長期リース債務	4,861	1,620
固定負債合計	1,020,079	1,063,229
負債合計	4,178,732	2,740,607
純資産の部		
株主資本		
資本金	490,000	490,000
資本剰余金		
資本準備金	13,685	13,685
資本剰余金合計	13,685	13,685
利益剰余金		
利益準備金	108,814	108,814
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	973,451	640,171
利益剰余金合計	1,082,265	748,985
株主資本合計	1,585,951	1,252,671
純資産合計	1,585,951	1,252,671
負債純資産合計	5,764,684	3,993,279

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第24期 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)	第25期 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,187,703	1,165,693
運用受託報酬	8,213,845	6,756,109
投資助言報酬	615,401	550,180
その他収益	491,064	464,378
営業収益合計	10,508,015	8,936,362
営業費用		
支払手数料	213,651	237,223
広告宣伝費	1,819	710
調査費		
委託調査費	5,175,514	5,479,578
図書費	1,380	1,245
調査費合計	5,176,894	5,480,823
委託計算費	73,375	70,290
業務委託費	264,270	358,126
営業雑経費		
通信費	7,772	6,852
印刷費	9,722	7,974
協会費	10,765	10,676
営業雑経費合計	28,259	25,503
営業費用合計	5,758,270	6,172,676
一般管理費		
給料		
役員報酬	46,810	46,419
給料・手当	1,078,410	1,119,120
賞与	5,640	6,393
賞与引当金繰入額	457,540	357,102

給料合計	1,588,403	1,529,034
福利厚生費	167,427	172,748
交際費	1,803	2,393
寄付金	372	690
旅費交通費	845	6,159
租税公課	51,042	20,014
不動産賃借料	163,047	163,321
退職給付費用	150,539	170,819
消耗器具備品費	412,378	429,816
修繕費	2,993	3,634
水道光熱費	3,980	4,577
会議費用	375	1,351
固定資産減価償却費	35,451	35,215
諸経費	122,843	133,009
一般管理費合計	2,701,504	2,672,788
営業利益又は営業損失(△)	2,048,240	90,898
営業外収益		
受取利息	11	14
その他営業外収益	2,331	2,517
営業外収益合計	2,342	2,532
営業外費用		
為替差損	62,685	118,086
営業外費用合計	62,685	118,086
経常利益又は経常損失(△)	1,987,897	△ 24,655
特別損失		
割増退職金	3,206	58,399
特別損失合計	3,206	58,399
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	1,984,690	△ 83,054
法人税、住民税及び事業税	706,126	225
法人税等調整額	55,112	-
法人税等合計	761,239	225
当期純利益又は当期純損失(△)	1,223,451	△ 83,280

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

第24期 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)									
	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	582,978	691,792	1,195,478	1,195,478
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△ 832,978	△ 832,978	△ 832,978	△ 832,978
当期純利益又は 当期純損失(△)	-	-	-	-	-	1,223,451	1,223,451	1,223,451	1,223,451
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	390,473	390,473	390,473	390,473
当期末残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	973,451	1,082,265	1,585,951	1,585,951

(単位:千円)

第25期 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)									

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	973,451	1,082,265	1,585,951	1,585,951
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△ 250,000	△ 250,000	△ 250,000	△ 250,000
当期純利益又は 当期純損失 (△)	-	-	-	-	-	△ 83,280	△ 83,280	△ 83,280	△ 83,280
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△ 333,280	△ 333,280	△ 333,280	△ 333,280
当期末残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	640,171	748,985	1,252,671	1,252,671

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	該当事項はありません。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 (リース資産を除く) 定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから (1) 委託者報酬、(2) 運用受託報酬、(3) 投資助言報酬、並びに (4) その他収益を稼得しております。 (1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用期間にわたり収益として認識しております。 (2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用期間にわたり収益として認識しております。運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があり、成功報酬は、対象となる特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬が確定する際に、それまでに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、収益として認識しております。 (3) 投資助言報酬 投資助言報酬は、契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。 (4) その他収益 その他収益は、当社のグループ会社等との契約に基づき認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。
5. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

6. リース取引の処理方法	リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

第24期 2021年12月31日現在	第25期 2022年12月31日現在
当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(会計方針の変更)

<p>「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる当期の財務諸表に与える影響はありません。</p> <p>「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当期の財務諸表に与える影響はありません。</p>

(貸借対照表関係)

第24期 2021年12月31日現在	第25期 2022年12月31日現在												
<p>*1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table border="1"> <tr> <td>建物付属設備</td> <td>29,888千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>29,177千円</td> </tr> </table> <p>*2 関係会社項目</p> <table border="1"> <tr> <td>その他未払金</td> <td>568,357千円</td> </tr> </table>	建物付属設備	29,888千円	器具備品	29,177千円	その他未払金	568,357千円	<p>*1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table border="1"> <tr> <td>建物付属設備</td> <td>54,592千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>39,199千円</td> </tr> </table> <p>*2 関係会社項目</p> <table border="1"> <tr> <td>未収入金</td> <td>29,542千円</td> </tr> </table>	建物付属設備	54,592千円	器具備品	39,199千円	未収入金	29,542千円
建物付属設備	29,888千円												
器具備品	29,177千円												
その他未払金	568,357千円												
建物付属設備	54,592千円												
器具備品	39,199千円												
未収入金	29,542千円												

(損益計算書関係)

第24期 自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日	第25期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日
該当事項はありません。	同左

(株主資本等変動計算書関係)

第24期 自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日					第25期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項					1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当期首株式数(株)	当期増加株式数(株)	当期減少株式数(株)	当期末株式数(株)	株式の種類	当期首株式数(株)	当期増加株式数(株)	当期減少株式数(株)	当期末株式数(株)
発行済株式					発行済株式				
普通株式	34,090	-	-	34,090	普通株式	34,090	-	-	34,090
合計	34,090	-	-	34,090	合計	34,090	-	-	34,090
2. 配当に関する事項 (1)配当金支払額					2. 配当に関する事項 (1)配当金支払額				

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日	決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2021年5月26日 株主総会	普通株式	582,978千円	17,101.16円	2020年12月31日	2021年6月1日	2022年3月29日 株主総会	普通株式	250,000千円	7,333.52円	2021年12月31日	2022年4月4日
2021年11月10日 株主総会	普通株式	250,000千円	7,333.52円	2021年6月30日	2021年11月16日						
(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当事項はありません。						(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 同左					

(リース取引関係)

第24期 自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日	第25期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

(金融商品関係)

第24期 2021年12月31日現在	第25期 2022年12月31日現在
<p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針 当社は、資金運用については預金等に限定し、また、必要な資金についてはグループ会社より調達しております。デリバティブに該当する事項はありません。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 当社が保有する金融資産は、主として預金、国内の取引先に対する未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬であり、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、ファイナンス&コーポレート・サービス部において取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としております。</p> <p>未払金及び未払消費税等は、短期間で決済されております。未払金には、外貨建てのものが含まれており、為替変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、ファイナンス&コーポレート・サービス部においてリスク管理及び残高管理を行う体制としております。</p>	<p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬及び未払金は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。</p>
<p>3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項</p> <p>2021年12月31日現在、前項にて注記を省略しているため、記載を省略しております。</p>	<p>3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項</p> <p>2022年12月31日現在、前項にて注記を省略しているため、記載を省略しております。</p>

(有価証券関係)

第24期 2021年12月31日現在	第25期 2022年12月31日現在
<p>1. その他有価証券で時価のあるもの 該当事項はありません。</p> <p>2. 当期中に売却したその他有価証券 注記すべき有価証券の売却取引を行っていないため、該当事項はありません。</p>	<p>1. その他有価証券で時価のあるもの 同左</p> <p>2. 当期中に売却したその他有価証券 同左</p>

(デリバティブ取引関係)

第24期 2021年12月31日現在	第25期 2022年12月31日現在
該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

第24期 2021年12月31日現在	第25期 2022年12月31日現在
1. 採用している退職給付制度の概要 退職一時金規程に基づく退職一時金制度と企業型年金規約に基づく確定拠出年金制度を採用しております。なお当社が有する退職一時金制度は、簡便法により長期未払金及び退職給付費用を計上しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左
2. 退職一時金制度 (単位：千円) (1) 長期未払金の当期首残高と当期末残高の調整表 長期未払金の当期首残高 969,842 退職給付費用 103,375 退職給付の支払額等 Δ 112,591 長期未払金の当期末残高 <u>960,625</u>	2. 退職一時金制度 (単位：千円) (1) 長期未払金の当期首残高と当期末残高の調整表 長期未払金の当期首残高 960,625 退職給付費用 112,646 退職給付の支払額等 Δ 72,109 長期未払金の当期末残高 <u>1,001,162</u>
(2) 退職給付費用 (単位：千円) 簡便法で計算した退職給付費用 103,375	(2) 退職給付費用 (単位：千円) 簡便法で計算した退職給付費用 112,646
3. 確定拠出制度 (単位：千円) 確定拠出制度への要拠出額 45,649	3. 確定拠出制度 (単位：千円) 確定拠出制度への要拠出額 48,602

(ストック・オプション等関係)

第24期 自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日	第25期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日
該当事項はありません。	同左

(税効果会計関係)

第24期 2021年12月31日現在	第25期 2022年12月31日現在
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 (単位：千円) 繰延税金資産 未払費用 237,621 賞与引当金 140,099 資産除去債務 4,472 長期未払金 294,143 長期未払費用 4,088 その他 64,437 繰延税金資産合計 744,862 評価性引当額 Δ 744,862 繰延税金資産の純額 <u>-</u>	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 (単位：千円) 繰延税金資産 税務上の繰越欠損金 111,691 未払費用 213,598 賞与引当金 109,344 資産除去債務 7,500 長期未払金 306,555 長期未払費用 5,184 その他 2,532 繰延税金資産合計 756,407 評価性引当額 Δ 756,407 繰延税金資産の純額 <u>-</u>
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率 (調整)	30.62%	法定実効税率 (調整)	30.62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.74%	交際費等永久に損金に算入されない項目	△16.69%
住民税均等割	0.01%	住民税均等割	△0.20%
評価性引当額の増減	6.97%	評価性引当額の増減	△13.90%
その他	0.01%	その他	△0.10%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.36%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	△0.27%
3. 法人税等の変更等による影響 該当事項はありません。		3. 法人税等の変更等による影響 同左	

(資産除去債務関係)

第24期 2021年12月31日現在	第25期 2022年12月31日現在
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	
1. 当該資産除去債務の概要 建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。	
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 物件ごとに使用見込期間を見積り、割引率は使用見込期間に応じた割引率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。	
3. 当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円)	3. 当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円)
当期首残高 39,081	当期首残高 41,239
時の経過による調整額 2,158	時の経過による調整額 2,277
当期末残高 41,239	当期末残高 43,517

(収益認識関係)

第24期 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)					
1. 顧客との契約から生じる収益を分析した情報 (単位：千円)					
	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他収益	合計
運用報酬	1,187,703	6,642,026	615,401	491,064	8,936,196
成功報酬	-	1,571,818	-	-	1,571,818
合計	1,187,703	8,213,845	615,401	491,064	10,508,015
2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 (重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。					
3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報 重要性が乏しいため、記載を省略しております。					

第25期 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)					
1. 顧客との契約から生じる収益を分析した情報 (単位：千円)					
	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他収益	合計
運用報酬	1,165,693	6,756,109	550,180	464,378	8,936,362

成功報酬	-	-	-	-	-
合計	1,165,693	6,756,109	550,180	464,378	8,936,362

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

<p>第24期 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)</p>					
<p>1. セグメント情報 当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。 従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。</p>					
<p>2. 関連情報 (1) 製品及びサービスごとの情報</p>					
(単位：千円)					
	投資信託業	投資一任業	投資助言業	その他	合計
外部顧客への営業収益	1,187,703	8,213,845	615,401	491,064	10,508,015
<p>(2) 地域ごとの情報 ① 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。 ② 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。</p>					
<p>(3) 主要な顧客ごとの情報</p>					
(単位：千円)					
顧客の名称又は氏名	営業収益		関連するセグメント		
A社(※)	6,344,370		投資一任業・投資助言業		
B社(※)	1,097,776		投資一任業・投資助言業		
<p>(※) A社及びB社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。</p>					
<p>3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。</p>					
<p>4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。</p>					
<p>5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。</p>					

<p>第25期 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)</p>					
---	--	--	--	--	--

1. セグメント情報					
<p>当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。</p> <p>従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。</p>					
2. 関連情報					
(1) 製品及びサービスごとの情報					
(単位：千円)					
	投資信託業	投資一任業	投資助言葉	その他	合計
外部顧客への営業収益	1,165,693	6,756,109	550,180	464,378	8,936,362
(2) 地域ごとの情報					
① 営業収益					
本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。					
② 有形固定資産					
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。					
(3) 主要な顧客ごとの情報					
(単位：千円)					
顧客の名称又は氏名	営業収益		関連するセグメント		
A社(※)	5,132,006		投資一任業・投資助言葉		
B社(※)	930,773		投資一任業・投資助言葉		
(※) A社及びB社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。					
3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報					
該当事項はありません。					
4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報					
該当事項はありません。					
5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報					
該当事項はありません。					

(関連当事者情報)

第24期（自2021年1月1日 至2021年12月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
親会社	Russell Investments Japan Holdco 合同会社	東京都港区 虎ノ門	1円	持株会社	直接 所有 100%	兼任 3人	連結納税	法人税の支払	568,218	未払金	568,357

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
親会社の子会社	Russell Investments Group, LLC	アメリカ合衆国, ワシントン州 シアトル市	-	コーポ レート サポート	なし	兼任 1人	業務委託 契約の 締結	グループ会 社間取引の 資金決済	564,443	未払金	355,020
親会社の子会社	Russell	アメリカ合衆国,	-	運用執行	なし	兼任	業務委託	その他収益	16,569	未収入金	-

子会社	Investments Implementation Services, LLC	ワシントン州シアトル市		サービス		1人	契約の締結	委託調査費	2,302,921	未払金	175,737
-----	--	-------------	--	------	--	----	-------	-------	-----------	-----	---------

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)当事業年度より、Russell Investments Implementation Services, LLC と、直接、資金決済を行っております。

なお、取引の内容については、グループ会社との間で合理的な基準により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

Russell Investments Japan Holdco 合同会社 (非上場)

Russell Investments Group, Ltd. (非上場)

TA Associates Management, L.P. (非上場)

Reverence Capital Partners, L.P. (非上場)

(2) 重要な関連会社

該当事項はありません。

第25期 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 兼任等	事業上 の関係				
親会社	Russell Investments Japan Holdco 合同会社	東京都港区虎ノ門	1円	持株会社	直接所有100%	兼任 3人	連結納税	法人税の還付	292	未収入金	29,542

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 兼任等	事業上 の関係				
親会社の 子会社	Russell Investments Group, LLC	アメリカ合衆国、ワシントン州シアトル市	-	コーポレートサポート	なし	兼任 0人	業務委託契約の締結	グループ会社間取引の資金決済	724,500	未払金	229,612
親会社の 子会社	Russell Investments Implementation Services, LLC	アメリカ合衆国、ワシントン州シアトル市	-	運用執行サービス	なし	兼任 0人	業務委託契約の締結	委託調査費	1,959,589	未払金	146,049

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)Russell Investments Implementation Services, LLC と、直接、資金決済を行っております。

なお、取引の内容については、グループ会社との間で合理的な基準により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

Russell Investments Japan Holdco 合同会社 (非上場)

Russell Investments Group, Ltd. (非上場)

TA Associates Management, L.P. (非上場)

Reverence Capital Partners, L.P. (非上場)

(2) 重要な関連会社

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	第24期 自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日	第25期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日
1株当たり純資産額	46,522.49円	1株当たり純資産額 36,746.00円
1株当たり当期純利益	35,888.87円	1株当たり当期純損失 2,442.96円

損益計算書上の当期純利益	1,223,451千円	損益計算書上の当期純損失	83,280千円
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に関する当期純利益	1,223,451千円	1株当たり当期純損失の算定に用いられた普通株式に関する当期純損失	83,280千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	34,090株	普通株式	34,090株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(重要な後発事象)

第24期 自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日	第25期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日
該当事項はありません。	同左

独立監査人の中間監査報告書

2023年9月21日

ラッセル・インベストメント株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

DocuSigned by:
鶴田 光夫
A1FCBAB206554BB...

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第26期事業年度の中間会計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ラッセル・インベストメント株式会社の2023年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められる

かどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

中間財務諸表
(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第26期中間会計期間末
(2023年6月30日現在)

資産の部		
流動資産		
預金		3,371,312
前払費用		48,144
未収委託者報酬		304,137
未収運用受託報酬		1,611,671
未収投資助言報酬		108,489
未収入金		330
その他流動資産		87,305
流動資産合計		5,531,390
固定資産		
有形固定資産		
建物付属設備		131,901
器具備品		38,829
有形固定資産合計	*1	170,730
無形固定資産		
ソフトウェア		159
無形固定資産合計		159
投資その他の資産		
長期差入保証金		138,106
投資その他の資産合計		138,106
固定資産合計		308,995
資産合計		5,840,386

(単位：千円)

第26期中間会計期間末
(2023年6月30日現在)

負債の部		
流動負債		
預り金		40,006
未払金		
未払手数料		65,352
未払委託調査費		623,624
未払委託計算費		6,647
その他未払金		1,956,810
未払金合計		2,652,434
未払費用		52,897
未払消費税等		392,901
未払法人税等		11,032
前受金		73,341
賞与引当金		189,950
リース債務		3,240
流動負債合計		3,415,804
固定負債		
資産除去債務		44,702
長期未払金		1,016,437
長期未払費用		18,221
固定負債合計		1,079,361
負債合計		4,495,165

純資産の部		
株主資本		
資本金		490,000
資本剰余金		
資本準備金		13,685
資本剰余金合計		13,685
利益剰余金		
利益準備金		108,814
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		732,720
利益剰余金合計		841,534
株主資本合計		1,345,220
純資産合計		1,345,220
負債純資産合計		5,840,386

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	第26期中間会計期間 (自 2023年1月 1日 至 2023年6月30日)	
営業収益		
委託者報酬		583,506
運用受託報酬		5,977,169
投資助言報酬		279,555
その他収益		227,041
営業収益合計		7,067,272
営業費用		5,478,780
一般管理費	*1	1,388,239
営業利益		200,252
営業外収益		
受取利息		21
その他営業外収益		3,281
営業外収益合計		3,303
営業外費用		
為替差損		80,447
営業外費用合計		80,447
経常利益		123,107
特別損失		
割増退職金		30,293
特別損失合計		30,293
税引前中間純利益		92,814
法人税、住民税及び事業税		265
法人税等合計		265
中間純利益		92,549

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	該当事項はありません。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについ

	ては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 収益及び費用の計上基準	<p>当社は、資産運用サービスから（1）委託者報酬、（2）運用受託報酬、（3）投資助言報酬、並びに（4）その他収益を稼得しております。</p> <p>（1）委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>（2）運用受託報酬 運用受託報酬は、契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用期間にわたり収益として認識しております。運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があり、成功報酬は、対象となる特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬が確定する際に、それまでに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、収益として認識しております。</p> <p>（3）投資助言報酬 投資助言報酬は、契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>（4）その他収益 その他収益は、当社のグループ会社等との契約に基づき認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。</p>
5. 引当金の計上基準	<p>賞与引当金 従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p>
6. リース取引の処理方法	<p>リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>
7. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	<p>グループ通算制度の適用 グループ通算制度を適用しております。</p>

（中間貸借対照表関係）

	第26期中間会計期末 (2023年6月30日現在)
*1 有形固定資産の減価償却累計額	111,479 千円

（中間損益計算書関係）

	第26期中間会計期間 (自 2023年1月 1日 至 2023年6月30日)
*1 減価償却実施額	有形固定資産 17,688 千円 無形固定資産 22 千円

(リース取引関係)

第26期中間会計期間 (自 2023年1月 1日 至 2023年6月30日)
該当事項はありません。

(金融商品関係)

第26期中間会計期間末 (2023年6月30日現在)
1. 金融商品の時価等に関する事項 預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払消費税等は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項 2023年6月30日現在、前項にて注記を省略しているため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

第26期中間会計期間末 (2023年6月30日現在)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第26期中間会計期間末 (2023年6月30日現在)
該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

第26期中間会計期間 (自 2023年1月 1日 至 2023年6月30日)
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第26期中間会計期間末 (2023年6月30日現在)	
資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減	
当事業年度期首残高	43,517 千円
時の経過による調整額	1,185 千円
当中間会計期間末残高	44,702 千円

(収益認識関係)

第26期中間会計期間 (自 2023年1月 1日 至 2023年6月30日)
1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他収益	合計
運用報酬	583,506	5,699,680	279,555	227,041	6,789,783
成功報酬	-	277,489	-	-	277,489
合計	583,506	5,977,169	279,555	227,041	7,067,272

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

第26期中間会計期間 (自 2023年1月 1日 至 2023年6月30日)					
1. セグメント情報					
<p>当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。</p> <p>従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。</p>					
2. 関連情報					
(1) 製品及びサービスごとの情報					
(単位：千円)					
	投資信託業	投資一任業	投資助言業	その他	合計
外部顧客への営業収益	583,506	5,977,169	279,555	227,041	7,067,272
(2) 地域ごとの情報					
① 営業収益					
本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。					
② 有形固定資産					
本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。					
(3) 主要な顧客ごとの情報					
(単位：千円)					
顧客の名称又は氏名	営業収益		関連するセグメント		
A社(※)	5,274,096		投資一任業・投資助言業		
(※) A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。					
3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報					
該当事項はありません。					
4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報					
該当事項はありません。					
5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報					
該当事項はありません。					

(1株当たり情報)

第26期中間会計期間 (自 2023年1月 1日 至 2023年6月30日)	
--	--

1株当たり純資産額	39,460.85円
1株当たり中間純利益	2,714.84円
中間損益計算書上の中間純利益	92,549千円
1株当たり中間純利益の算定に用いられた普通株式に関する中間純利益	92,549千円
差額	—
期中平均株式数	
普通株式	34,090株

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

第26期中間会計期間 (自 2023年1月 1日 至 2023年6月30日)
該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④、⑤において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③、④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。

(2) 訴訟その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実は発生していません。

信託約款

追加型証券投資信託

ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株100 A（為替ヘッジあり）

運用の基本方針

信託約款第19条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に日本を除くアジア各国・地域の株式等（DR（預託証券）を含みます。）の中から、継続して増配している銘柄に投資することを基本とします。なお、継続して増配している銘柄（複数の銘柄の場合を含みます。）の株価に連動する債券に投資する場合があります。
- ② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。なお、為替ヘッジにあたっては、運用の指図に関する権限をラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーに委託します。
- ④ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクまたは為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行うことができます。
- ⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったとき、ならびに市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券（金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。）に上場等され、かつ当該金融商品取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託

ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株100 B（為替ヘッジなし）

運用の基本方針

信託約款第19条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に日本を除くアジア各国・地域の株式等（DR（預託証券）を含みます。）の中から、継続して増配している銘柄に投資することを基本とします。なお、継続して増配している銘柄（複数の銘柄の場合を含みます。）の株価に連動する債券に投資する場合があります。
- ② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクまたは為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行うことができます。
- ⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったとき、ならびに市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券（金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。）に上場等され、かつ当該金融商品取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託

ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株100 A (為替ヘッジあり)
ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株100 B (為替ヘッジなし)

信託約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ラッセル・インベストメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けません。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株100 A(為替ヘッジあり)およびラッセル・インベストメント・アジア増配継続株100 B(為替ヘッジなし)信託約款に規定する信託の合計で金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株100 A(為替ヘッジあり)およびラッセル・インベストメント・アジア増配継続株100 B(為替ヘッジなし)信託約款に規定する信託の合計で金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2026年2月20日まで、または第46条第8項、第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については1,000億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の定めるところに従い、一定日現在の受益

権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第27条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。

③ 第29条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額等)

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいい、以下、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、指定販売会社が定める申込単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、指定販売会社との間に締結した別に定める収益分配金の再投資に関する契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第1項の規定にかかわらず、別に定める日には、指定販売会社は第1項による受益権の取得の申込みに応じないものとします。ただし、第43条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる場合を除きます。

④ 第1項の受益権の価額は、取得申込みを受けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口当たり1円に、手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 前項の手数料の額は、指定販売会社がそれぞれ定めるものとします。

⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の

増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条ないし第24条に定めるものに限り。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(運用の指図範囲)

第17条 委託者（「A（為替ヘッジあり）」のみ：第19条の2第1項に規定する委託者からの運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、第19条、第20条ないし第27条、第29条、第30条第3項第3号、第33条および第34条において同じ。）は、信託金を、主としてラッセル・インベストメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるラッセル・インベストメント・アジア増配継続株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資証券を表示する

証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま

す。）

17. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券

19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま

す。）

20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該金融商

品取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑥ 委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託者が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑦ 委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えることとなる投資の指図をしません。

⑧ 前項の比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うものとします。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第30条において同じ。）、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条ないし第27条、第29条および第33条ないし第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前

2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条ないし第27条、第29条および第33条ないし第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

一「A(為替ヘッジあり)」のみ

(運用の権限委託)

第19条の2 委託者は、運用の指図に係る権限を次の者に委託します。

商号：ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービーズ・エル・エル・シー

所在地：米国ワシントン州 シアトル セカンド・アベニュー1301

委託内容：為替ヘッジに関する指図

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第41条に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、当該委託を受けた者と委託者間で別に定める取決めに基づく金額を、委託者から当該委託を受けた者に対して支払うものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(投資する株式等の範囲)

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(信用取引の指図範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付に係る建玉のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- ④ 第2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証

券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付に係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号（ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。）に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、

原則として第5条に定める信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の空売りの指図範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属さない有価証券または第27条の規定により借入れた有価証券を売付ることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付の指図は、当該売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(有価証券の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第28条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすること

ができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとし、ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、

速やかに登記または登録をするものとします。

- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの有価証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第38条 この信託の計算期間は、毎年2月21日から8月20日まで、および8月21日から翌年2月20日までとします。ただし、第1期計算期間は、平成23年2月18日から平成23年8月22日までとします。

- ② 前項の規定に関わらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第5条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸経費および諸費用）

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項に定める諸経費のほか、以下の諸費用（以下「諸費用」といいます。）および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 振替受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等法定書類の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
6. この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、上限を付して実際または予想される費用の額を固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

- ④ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、かかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

- ⑤ 第3項において諸費用の固定率または固定金額

を定める場合、かかる諸費用の額は第38条に規定する計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

(信託報酬等の総額)

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の155の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方法)

第42条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第43条 収益分配金は、原則として、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じるにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第46条第4項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項に準じて受益者に支払います。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金（第46条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第46条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、6営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 第2項を除く前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。本条に定める受益者への支払いについては、委託者は当該指定販売会社に対する支払いをもって免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託者が一定期間経過後当該指定販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦ 前項の「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第44条 受託者は、原則として、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については第43条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第43条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第45条 受益者が、収益分配金については第43条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第43条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第46条 受益者（指定販売会社を含みます。以下本条に

において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、指定販売会社が定める単位(別に定める契約に係る受益権については、1口の整数倍とします。)をもって、一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める日には、一部解約の実行の請求は受け付けないものとします。
- ③ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があると委託者が判断したときは、委託者の判断により、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約締結日から1年経過後、ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株100A(為替ヘッジあり)およびラッセル・インベストメント・アジア増配継続株100B(為替ヘッジなし)信託約款に規定する信託の合計で純資産総額が30億円を下回ることとなった場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、第47条第2項から第5項の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

- 第47条 委託者は、信託期間中において、前条第8項の場合の他、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者

を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条第2項に規定する書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合

に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。) について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第53条 この信託は、受益者が第46条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(信託期間の延長)

第54条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第55条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第55条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.russellinvestments.com/jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱)

第57条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第1条 第24条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- ② 第24条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- ③ 第24条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成23年2月18日

委託者 ラッセル・インベストメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

1. 別に定める日

約款第13条第3項および第46条第2項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

香港証券取引所の休業日

ボンベイ証券取引所（インド）の休業日

ナショナル証券取引所（インド）の休業日

親投資信託

ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株マザーファンド 運用の基本方針

信託約款第 16 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除くアジア各国・地域の株式等（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主に日本を除くアジア各国・地域の株式等（DR（預託証券）を含みます。）の中から、継続して増配している銘柄に投資することを基本とします。なお、継続して増配している銘柄（複数の銘柄の場合を含みます。）の株価に連動する債券に投資する場合があります。
- ② 株式等の運用にあたっては、運用の指図に関する権限をラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシズ・エル・エル・シーに委託します。
- ③ 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。
- ④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクまたは為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行うことができます。
- ⑥ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったとき、ならびに市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。）に上場等され、かつ当該金融商品取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とします。

